第２期　井原市
地域福祉計画・地域福祉活動計画

井原市・井原市社会福祉協議会

は じ め に

少子高齢化や核家族化が進行する中で、ライフスタイルの多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足などにより、コミュニティの衰退が一層深刻化しています。

また、８０５０問題やダブルケアなど、複雑化・複合化した生活課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が難しいケースが生じています。

こうした社会情勢の変化に対応するため、国においては、地域住民や地域の様々な組織等が、世代や分野を超えてつながり、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げ、誰もが地域で孤立せずに安心して暮らせるよう、包括的な支援体制を構築することを提唱しています。

こうした中、本市では、平成27年度から「井原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、自助・共助・公助を効果的に連携する取組を進め、地域福祉を推進してまいりました。

今回策定しました第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画では、これまで掲げてきた基本理念である「地域で支え合う　あたたかいまち　井原」を継承し、引き続き市民、地域、井原市社会福祉協議会と協働して、支援が必要な人への福祉の充実に努めていきます。さらに、高齢者や障害のある人、こどもなど、これまでの分野別の福祉サービスの枠組みを越えて、市の関係部署や支援関係機関、地域が連携し包括的に支援を行う体制づくりを行ってまいります。

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指して様々な取組を進めてまいりますので、市民の皆様をはじめ関係機関・団体の皆様、事業者の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました井原市地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご協力をいただいた市民の皆様や関係機関・団体の皆様、事業者の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和７年３月

井原市長　大舌　勲

地域共生社会を目指して

現在、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の益々の進展により人口構成や世帯構成が大きく変化し、地域基盤に大きな影響をもたらしています。一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が大きく増加し、核家族化や若者の流出により、高齢者の孤立化の進行や家族による介護力の低下、担い手不足によりこれまで行われてきた地域住民同士の助け合い活動や地区共同作業或いは地域での見守り力の低下を招いています。また、ICT の急速な進化に伴い、様々な活動が非対面で行われるようになり、人と人が直に向き合って話す場面が減少し、お互いの関係性を構築することが困難になってきました。さらに、令和2年度から始まった新型コロナの感染拡大に伴い、行動制限や大規模な集会の抑制など社会活動に大きな制約ができ、住民同士のつながりの希薄化を招いているところです。

また、近年多発する災害に対し、地域ぐるみで備えることも喫緊の課題となっています。

こうした中、井原市社会福祉協議会では「ふれあい　たすけあい　ささえあい」の精神のもと、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる、そんな地域共生社会の実現を目指し、身近な課題に向き合い、事業を推進しているところです。

これからの地域共生社会の実現を図るため、井原市地域福祉計画の策定に合わせて、井原市地域福祉活動計画を井原市と協働で策定いたしました。

計画の策定にあたり、各種関連計画のアンケート調査や、地域福祉座談会を開催し、市民の皆様から頂いたご意見ご要望を策定委員会で協議し策定したところです。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「地域で支え合う　あたたかいまち井原」を実現するため、市民の皆様や関係機関、各種団体の皆様のより一層のご理解とご尽力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言を賜りました策定委員の皆様をはじめ、地域福祉座談会にご協力いただきました市民の皆様や関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和７年３月

井原市社会福祉協議会

会長　大月 仁志

目　次

第１章　計画の概要
１　計画策定の趣旨 1
２　地域福祉計画・地域福祉活動計画の根拠 2
３　井原市の地域福祉計画・地域福祉活動計画 4
４　共生社会について 5
５　自助・共助・公助の考え方 5
６　計画の位置づけ 6
７　計画の期間 7

第２章　井原市を取り巻く現状
１　統計からみる現状 8
２　社会資源の状況 17
３　各種アンケートからみる現状 27
４　地域福祉座談会実施概要 38
５　前計画の実施状況 41
６　地域福祉の現状と方向性 44

第３章　計画の基本的な考え方
１　計画の基本理念 47
２　計画の基本目標 48
３　計画の体系 49

第４章　基本目標ごとの取組
基本目標１　地域でふれあい支え合う「ひとづくり」 50
基本目標２　利用しやすい福祉サービスの「仕組みづくり」 53
基本目標３　安全・安心な生活を送ることができる「環境づくり」 62

第5章　計画の推進
１　計画の周知 68
２　関係機関との連携 68
３　計画の検証・評価 68

資料編
１　計画の策定体制 69
２　井原市地域福祉計画策定委員会設置要綱 70
３　井原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 71
４　井原市地域福祉計画策定委員会　委員名簿 72
５　諮問書 73
６　答申書 74

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

本市では、「地域で支え合う あたたかいまち井原」を目指して、平成27年度から「井原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「前計画」といいます。）に基づき、地域福祉を推進してきました。

国では、平成30年４月施行の改正社会福祉法において、市民一人ひとりがつながり、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととなりました。 また、令和３年４月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」が創設され、関係機関及び庁内との連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが求められました。

本市においては、地域の実情に応じて、様々な団体・関係機関などが行う福祉事業の充実を目指し支援などを行ってきました。しかし、地域の課題が複雑化・複合化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、市民がお互いに助け合い、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まってきています。それらの状況を踏まえ、すべての人々を対象とする地域福祉体制の確立を目指し、「第２期井原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

２　地域福祉計画・地域福祉活動計画の根拠

「市町村地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく行政計画として位置づけられ、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定めることとされています。

「市町村地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が民間組織としての柔軟性を生かした事業を実施、推進していくための活動・行動計画となります。市町村社会福祉協議会として、地域福祉を推進していくにあたり、中核的な役割を担うとともに、地域住民や地域の様々な機関・団体などと一体となって、福祉のまちづくりを進めていくための指針となるものです。

◆社会福祉法（抜粋）◆

（地域福祉の推進）
第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民など」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）
第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
（１）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
（２）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
（３）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
（４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
（５）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民などの意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）前３号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

２　地区社会福祉協議会は、１又は２以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

３　井原市の地域福祉計画・地域福祉活動計画

「井原市地域福祉計画」は、井原市の地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取組の方向などを明らかにする行政（市）の計画です。

一方、「井原市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進に向け、生活の困りごとの解決や生活に望むことを実現するため、地域住民との協働のもと、地域福祉活動団体との相互協力により策定する民間組織（社会福祉協議会）による行動計画です。

地域福祉推進のための「基盤や仕組み」をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。

両計画は、井原市の地域福祉の推進を目的として、お互いに補完・補強し、相互に連携する必要があることから、行政と社会福祉協議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性の下で地域福祉を推進していくものとします。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係イメージ図

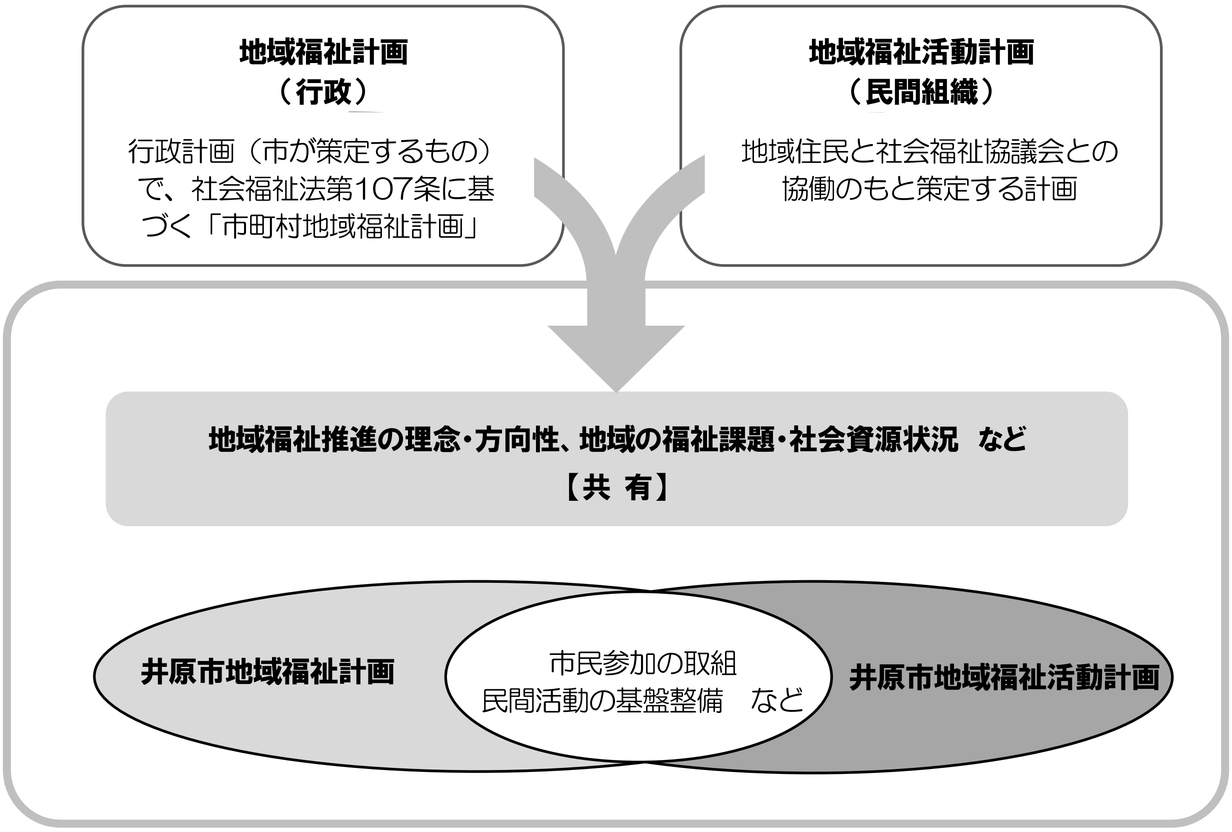

４　共生社会について

地域共生社会の実現では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

■ 地域共生社会のイメージ

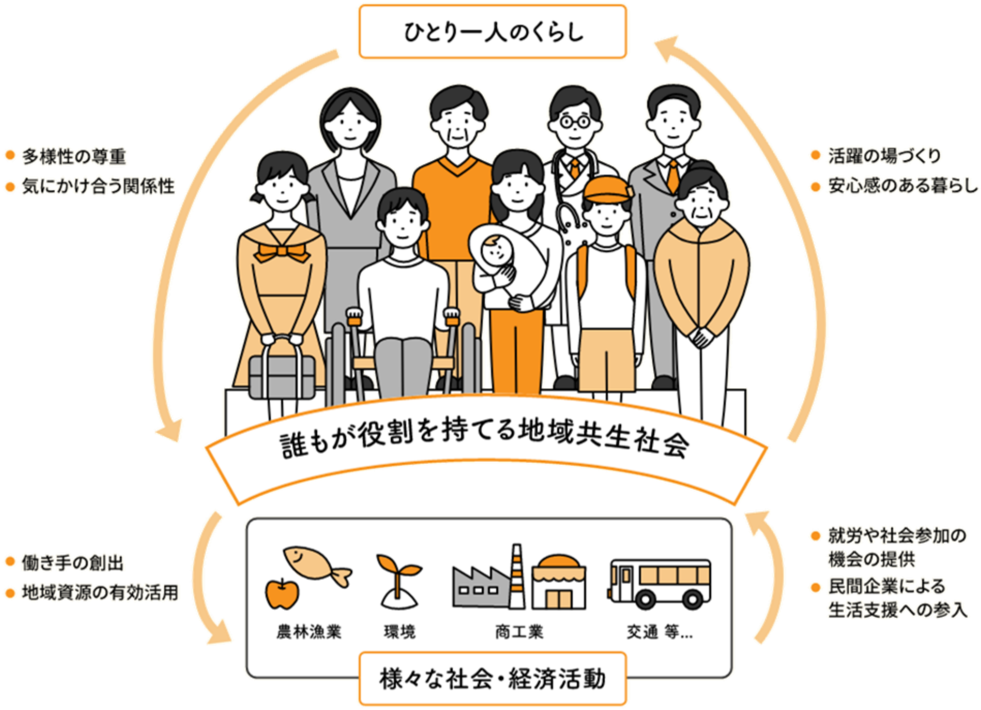

資料：厚生労働省　「地域共生社会のポータルサイト」

５　自助・共助・公助の考え方

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設などによる福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

右図のように、「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえ、市民・福祉関連団体・社会福祉協議会・行政などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

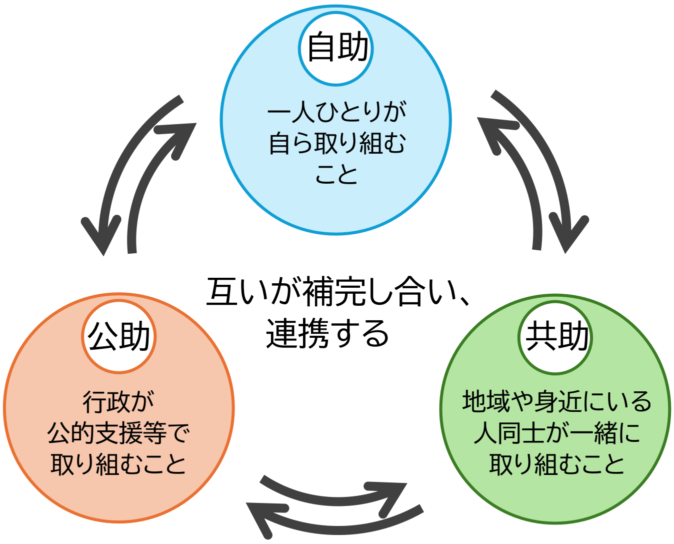

６　計画の位置づけ

本計画は、総合的な観点から地域福祉を推進するために、本市として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けた目標を掲げ、関連する施策の連携のあり方を定めるものです。同時に本計画は、市民やボランティア、ＮＰＯ法人などの民間団体が自主的に取り組む実践計画として社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画として定めるものでもあります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することで、市と社会福祉協議会がパートナーシップを構築し、地域の生活課題や地域福祉推進の理念などを共有して、相互に連携を図りながら地域福祉を推進します。

また、本計画は、福祉の総合的な計画となることから、市の上位計画である「井原市第７次総合計画後期基本計画」をはじめ、関連計画との整合性を図るとともに、「再犯防止等の推進に関する法律」第８条に基づく「再犯防止推進計画」を包含し、策定します。

■地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけイメージ

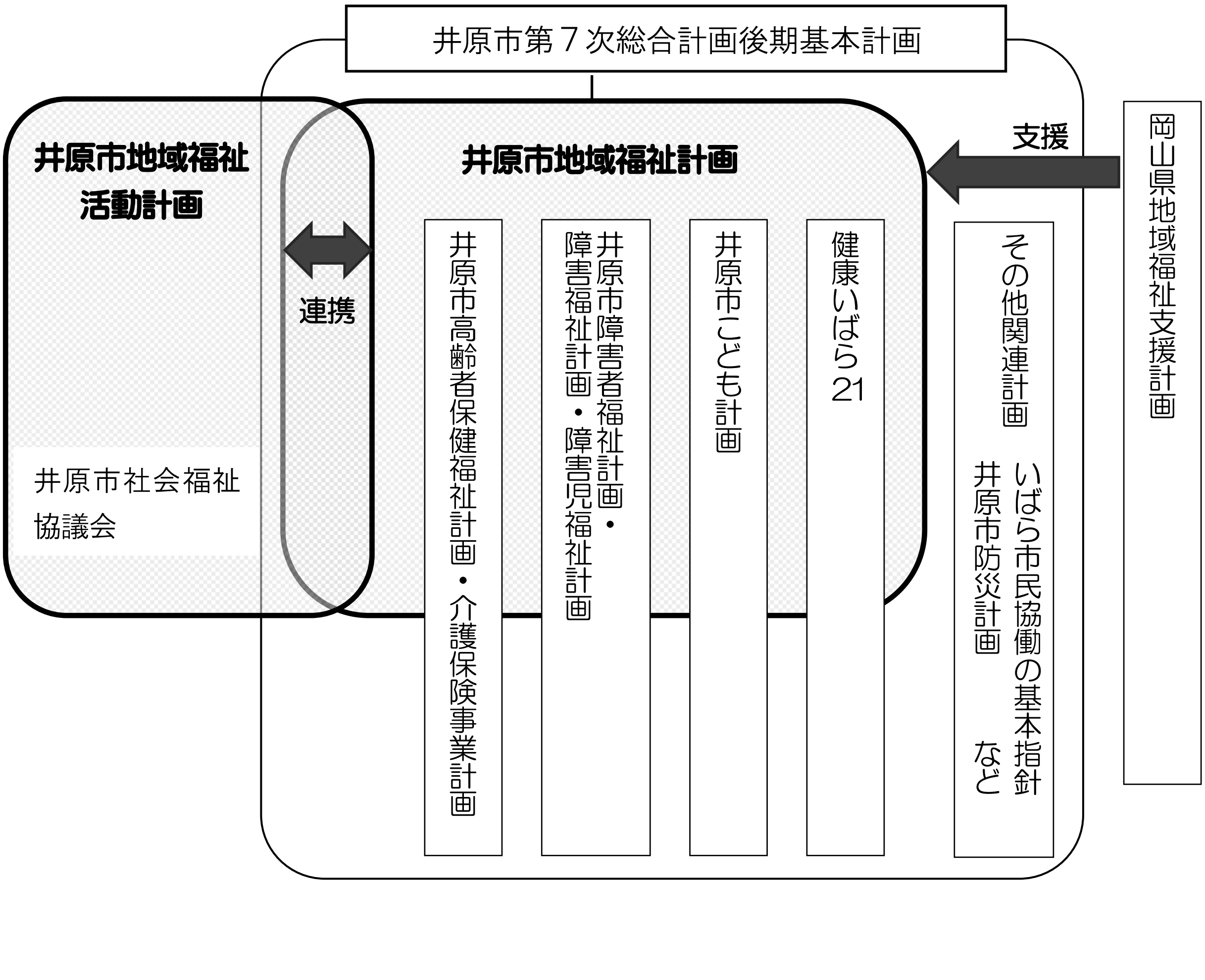

◆再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）◆

（地方再犯防止推進計画）
第８条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

７　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和１１年度までの５年間とします。
また、国・県の動向や社会情勢などの変化に応じて、適宜見直しを行うものとします。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
井原市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期				
井原市 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期		第10期		
井原市障害者福祉計画	障害者福祉計画		障害者福祉計画		
井原市障害福祉計画・ 井原市障害児福祉計画	障害福祉計画　第7期・ 障害児福祉計画　第3期		障害福祉計画　第8期・ 障害児福祉計画　第4期		
井原市こども計画	第1期				
健康いばら21	第3次				

第２章　井原市を取り巻く現状

１　統計からみる現状

（１）　人口の推移と推計

①人口の推移

人口は、令和２年に４万人を下回り、令和６年には37,396人と減少傾向で推移しています。

■ 井原市の人口推移

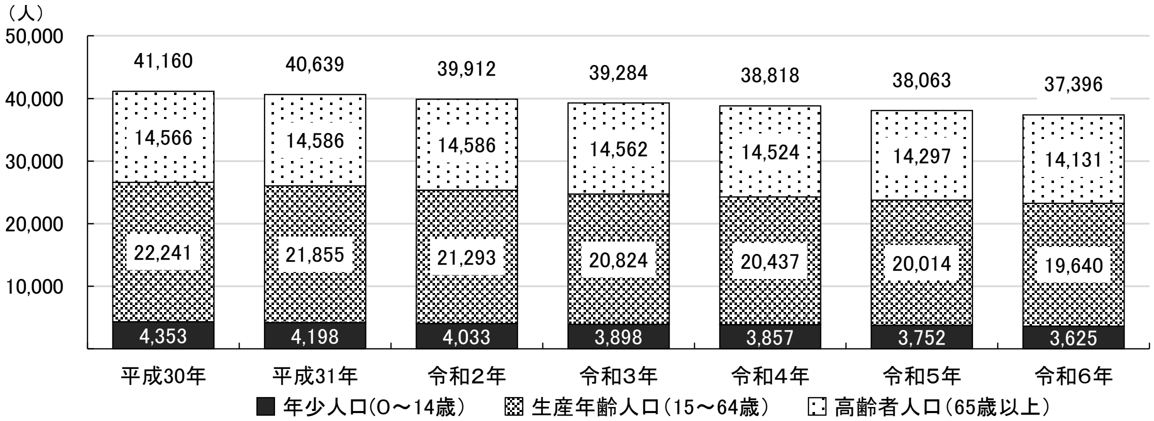

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(各年1月1日現在)

②将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、人口減少と少子高齢化が進み、令和12年に年少人口が3,000人を下回る見込みです。また、令和27年には生産年齢人口と高齢者人口が逆転する見込みとなっています。

■ 井原市の将来人口推計

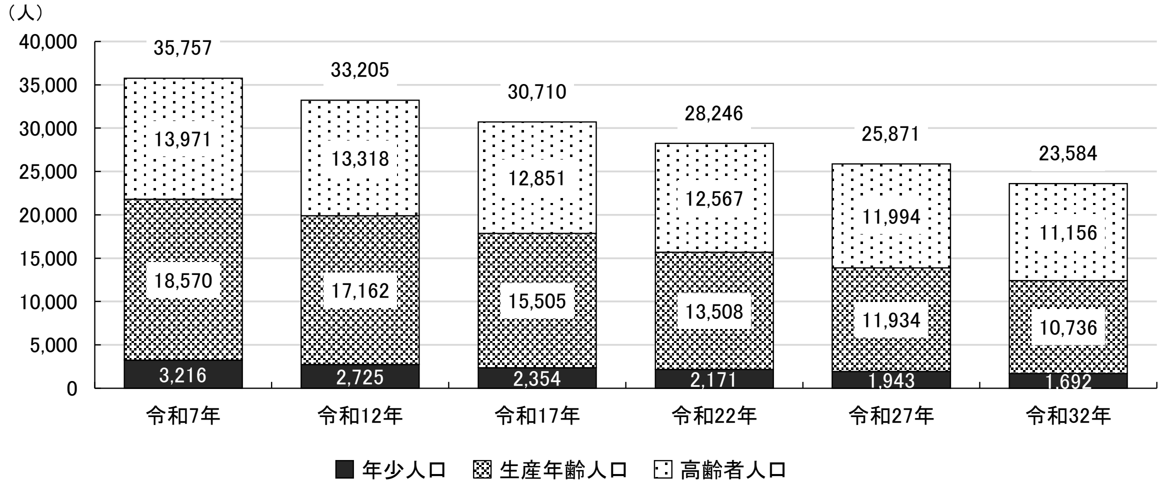

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和５年推計)

③世帯の推移

世帯数は、令和以降緩やかに減少しており、令和６年には16,697世帯となっています。

	平成30年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
世帯数	16,796	16,854	16,815	16,749	16,746	16,657	16,697

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日現在）

④人口動態の推移

近年の人口動態をみると、自然動態では出生数の低下と高齢化を反映して、減少傾向が明らかとなってきました。

また、社会動態については、上下動はあるものの、転出超過の状況が続いています。

■ 人口動態の推移

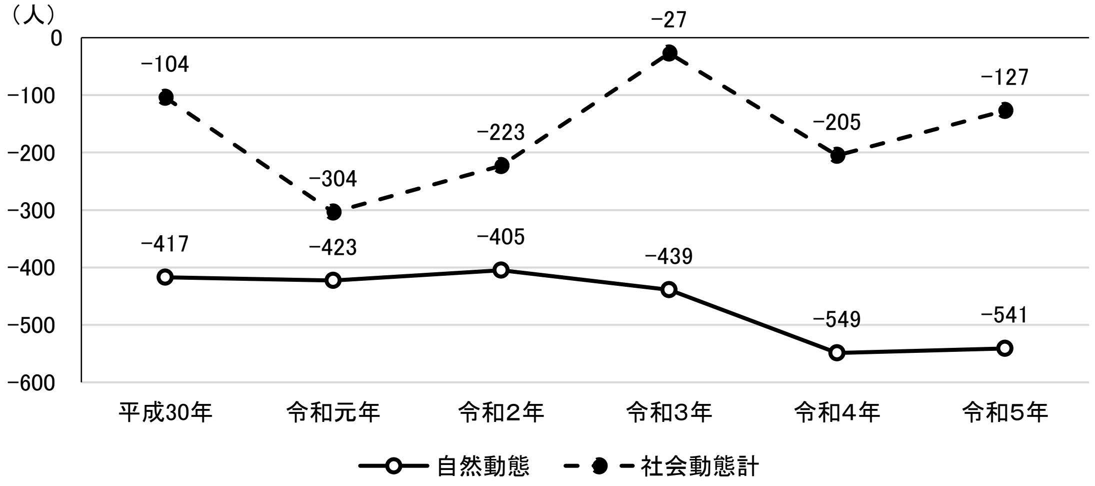

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
出生	216	184	194	188	192	159
死亡	633	607	599	627	741	700
転入	1,104	1,076	787	960	933	1,004
転出	1,208	1,380	1,010	987	1,138	1,131

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年間合計1～12月実績）

（２）　支援を必要とする人の状況

①要介護（要支援）認定者

要介護、要支援認定者数は、近年減少傾向となっており、令和６年３月末では3,006人となっています。

■ 要介護・要支援認定者数の推移（第２号被保険者40～64歳を含む）

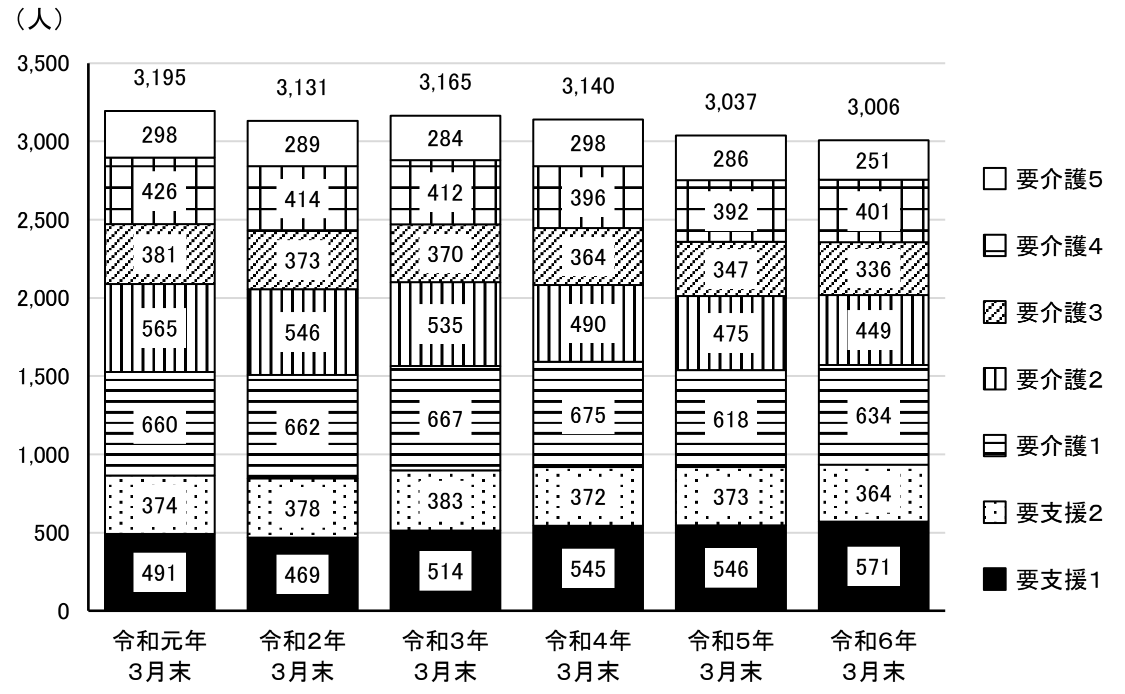

資料：井原市

②障害者

各障害者手帳所持者数の推移では、身体障害者手帳所持者が令和５年度末には1,743人へと減少しており、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加の傾向にあります。

■ 障害者手帳所持者数の推移

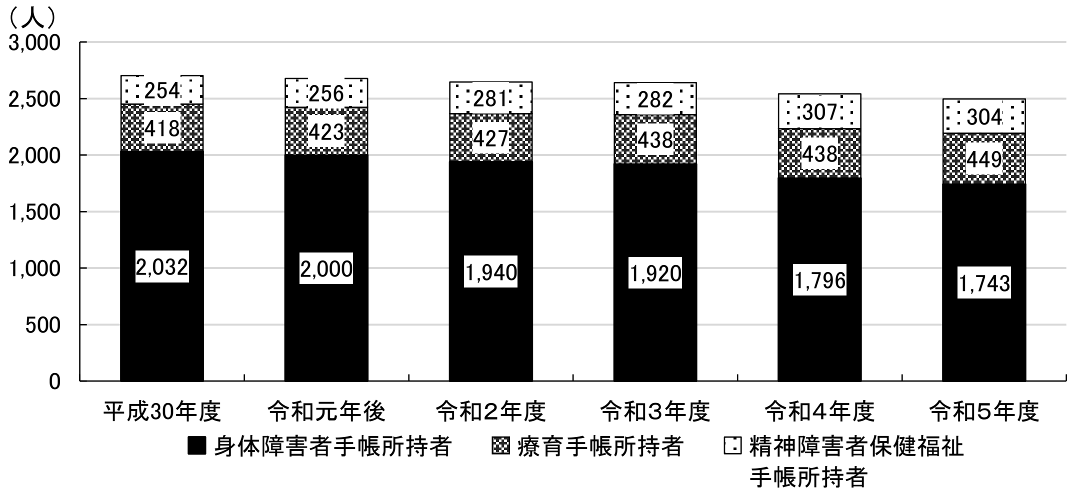

資料：井原市

③生活保護世帯

生活保護世帯数は、年々減少傾向で推移しており、令和６年度では85世帯となっています。

■ 生活保護世帯の推移

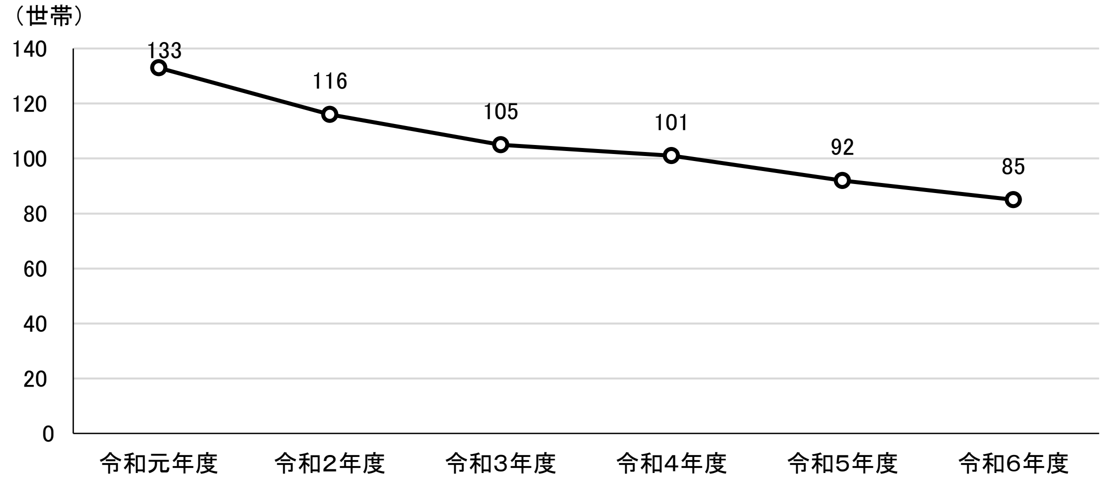

資料：井原市（各年度４月実績）

④保育園児童数

保育園児童数は、令和元年度の775人から令和６年度の827人へと、52人増加しています。

■ 保育園児童数の推移

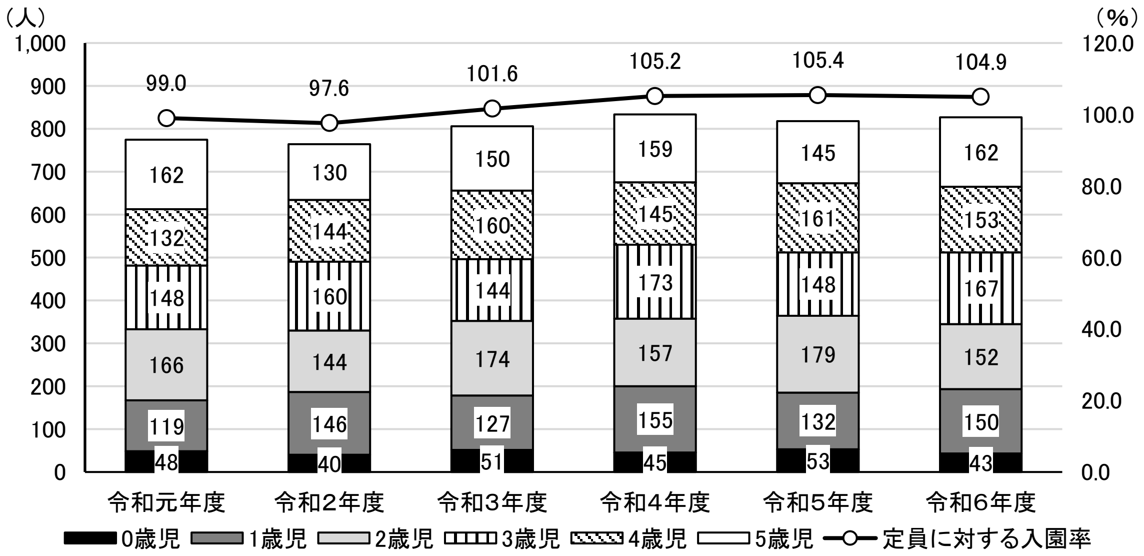

（単位：か所、人）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
保育園数		9	9	9	9	9	9
小規模保育事業所数		2	2	2	2	2	3
利用定員数		783	783	793	793	776	788
入園児童数		775	764	806	834	818	827
定員に対する入園率		99.0%	97.6%	101.6%	105.2%	105.4%	104.9%
	５歳児	162	130	150	159	145	162
	４歳児	132	144	160	145	161	153
	３歳児	148	160	144	173	148	167
	２歳児	166	144	174	157	179	152
	１歳児	119	146	127	155	132	150
	０歳児	48	40	51	45	53	43

※保育施設の面積や保育士に係る基準を確保できている場合は、利用定員を超えた弾力的な対応が認められています。

資料：井原市（各年度４月１日現在）

⑤幼稚園児童数

幼稚園児童数は、減少傾向で推移しており、令和６年度では156人となっています。

■ 幼稚園児童数の推移

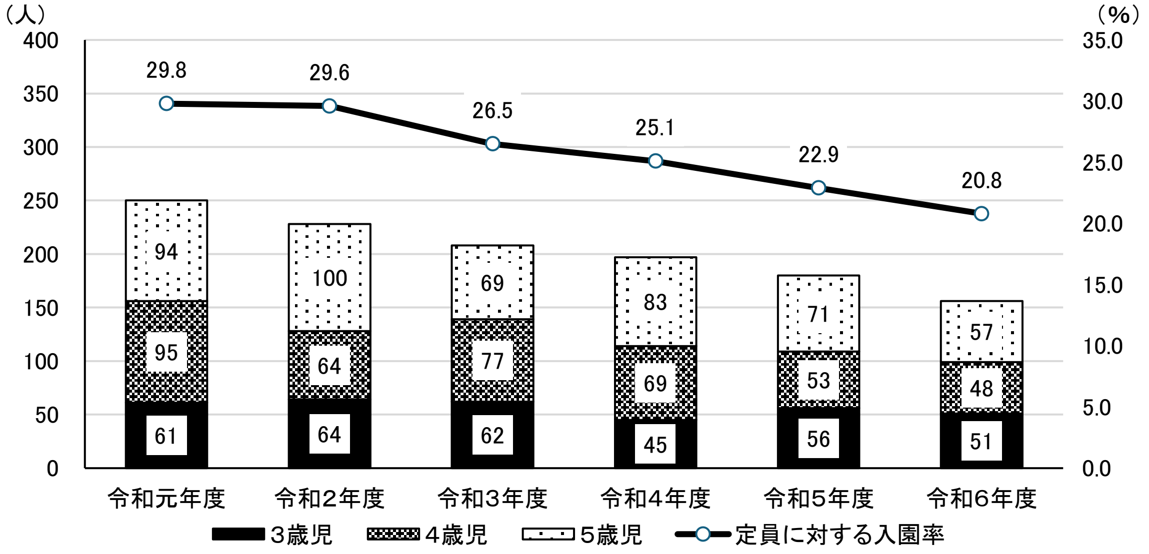

（単位：か所、人）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園数		13	13	13	13	13	1３
定員数		840	770	785	785	785	750
入園児童数		250	228	208	197	180	156
定員に対する入園率		29.8%	29.6%	26.5%	25.1%	22.9%	20.8%
	５歳児	94	100	69	83	71	57
	４歳児	95	64	77	69	53	48
	３歳児	61	64	62	45	56	51

資料：井原市（各年度５月１日現在）

⑥小学校児童数

小学校児童数は、令和元年度の1,787人から令和６年度の1,441人へと、346人減少しています。

■ 小学校児童数の推移

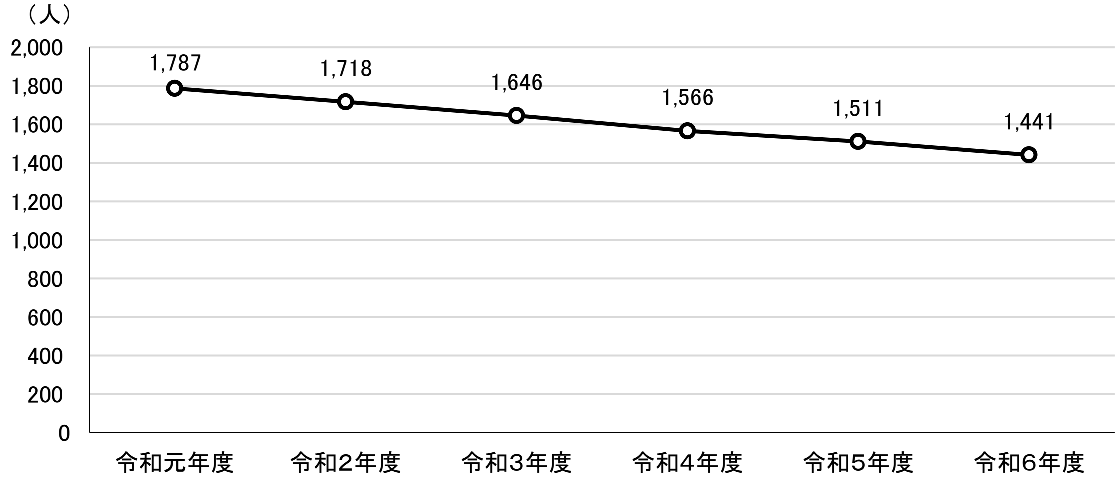

（単位：校、人）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小学校数		13	13	13	13	13	13
教職員数		190	188	185	181	186	181
児童数		1,787	1,718	1,646	1,566	1,511	1,441
	高屋小学校	195	182	183	170	167	155
	大江小学校	100	94	95	90	82	69
	稲倉小学校	67	58	56	50	45	38
	県主小学校	46	50	51	44	36	33
	木之子小学校	144	130	126	128	106	105
	荏原小学校	106	100	85	80	70	62
	西江原小学校	222	220	215	222	225	222
	野上小学校	20	21	21	16	18	18
	青野小学校	33	33	35	31	27	20
	井原小学校	190	192	175	161	158	152
	出部小学校	379	372	356	344	357	368
	美星小学校	115	102	95	89	82	73
	芳井小学校	170	164	153	141	138	126
教員１人あたりの児童数		9.4	9.1	8.9	8.7	8.1	8.0

資料：井原市（各年度５月１日現在）

⑦放課後児童クラブ

小学生が減少しているのに対し、放課後児童クラブの利用人数は微増傾向となっており、令和５年度では523人が利用しています。

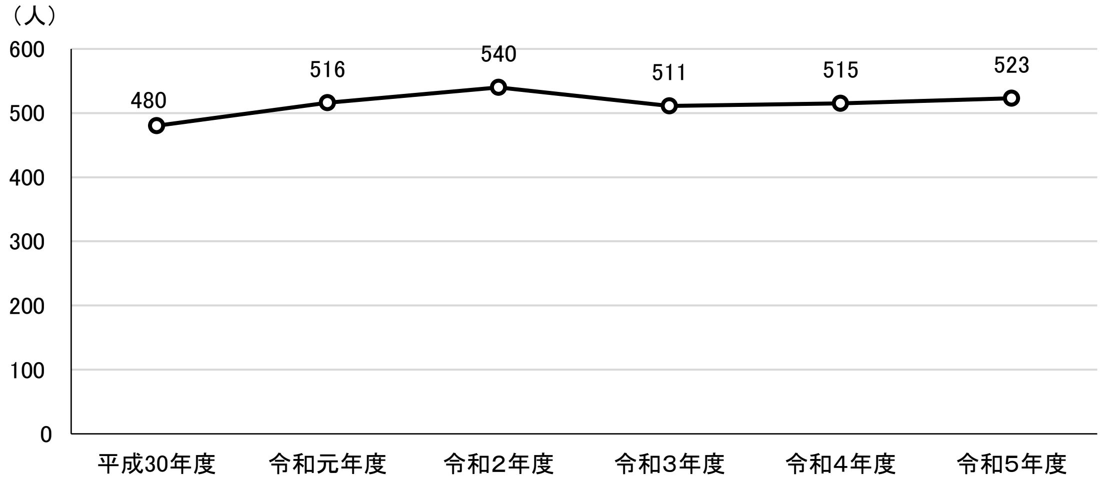

（単位：か所、人）

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
クラブ数	16	17	17	17	17	18
利用児童数	480	516	540	511	515	523
井原小学校仲よしクラブ	49	46	47	38	41	41
出部地区児童クラブ	23	21	37	42	39	39
四季が丘児童クラブ	23	22	20	21	31	27
いずえっ子クラブ	34	43	48	49	38	28
いずえっ子第２クラブ	-	-	-	-	-	29
高屋仲よしクラブ	45	39	36	41	36	41
たかやっ子クラブ	-	22	26	29	32	36
大江っ子児童クラブ	32	30	33	29	30	19
いなくらっ子夢クラブ	21	24	26	32	34	28
きのこ元気クラブ	35	38	33	31	33	20
県主児童クラブ	20	18	23	14	11	6
えばらっ子クラブ	32	31	34	24	23	19
のがみっ子クラブ	11	17	16	11	9	15
青野仲よしクラブ	30	28	28	23	27	26
西江原キッズA	35	41	46	35	38	43
西江原キッズB	21	32	22	25	24	23
芳井ふれあい児童クラブ	38	30	43	40	41	55
美星児童クラブ	31	34	22	27	28	28

資料：井原市（各年度の各月登録児童数の平均）

⑧中学校生徒数

中学校生徒数は、令和元年度の899人から令和６年度の835人へと、64人減少しています。

■ 中学校生徒数の推移

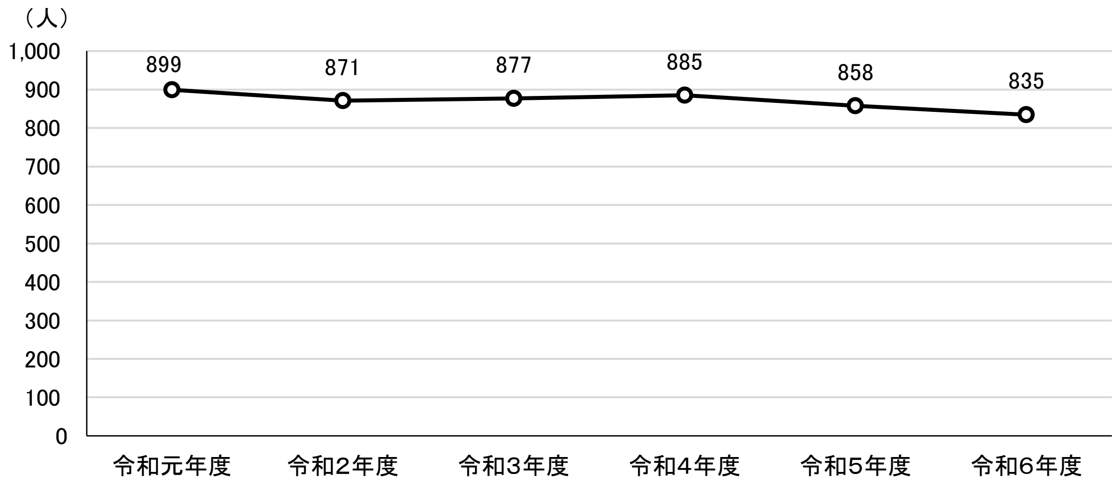

（単位：校、人）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和6年度
中学校数		5	5	5	5	5	5
教職員数		97	101	95	98	95	95
生徒数		899	871	877	885	858	835
	高屋中学校	166	151	141	143	135	145
	木之子中学校	165	170	167	173	174	165
	井原中学校	410	391	413	422	403	379
	美星中学校	74	73	71	64	61	54
	芳井中学校	84	86	85	83	85	92
教員１人あたりの児童数		9.3	8.6	9.2	9.0	9.0	8.8

資料：井原市（各年度5月１日現在）

２　社会資源の状況

（１）社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に基づきすべての市町村に設置されている、非営利の民間組織です。在宅生活を支援するための各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っています。また、地域の様々な社会資源とのネットワークを有しており、多くの人々との協働を通じて地域の福祉活動を推進しています。

① 地区社会福祉協議会（地区社協）

地域の問題を解決しようとしても、公的な福祉サービスだけではすべて解決することはできません。そのため、地域の問題解決に向けて、その地域に暮らす住民が話し合い、自分たちでできることを考え具体的に活動していく、住民主体の地域福祉活動を推進する任意の団体が、地区社協です。

おおむね小学校区を単位として組織され、井原市では、１６の地区社協があります。

地区社協は、自治会長や民生委員・児童委員など地域住民で構成され、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、下記のような活動に取り組んでいます。

●給食サービス	一人暮らしの高齢者などを対象とした配食
●友愛訪問	寝たきりの人、一人暮らしの高齢者などの訪問
●健康づくり	男性料理教室、グラウンドゴルフ大会などの開催
●生きがい対策	ふれあい・いきいきサロン活動、敬老会
●青少年健全育成	子供会活動支援、赤ちゃん訪問、三世代交流事業の開催
●児童福祉	児童と高齢者の交流、放課後児童クラブ支援
●広報活動	地区の広報紙の発行

②ご近所福祉ネットワーク活動

日常生活の中で気にかける、さりげなく見守ることで、近隣住民のちょっとした変化に気づくことがあります。その変化の気づきで、生活課題が複雑化・深刻化することを防ぐ地域の見守り活動です。

市内では、合計933人（令和６年７月１日現在）の福祉委員がこの活動をしています。

③はーとふるカプセルの配付

はーとふるカプセルは、救急時・緊急時・災害時などに備え、筒状の容器の中に、緊急連絡先・かかりつけ医・服用しているお薬の情報などを記入した緊急医療情報カードを入れ、誰でも見つけられるよう冷蔵庫に保管して必要な情報を伝えるものです。

④地区ボランティアセンターの開設

電球の交換・庭の草取り・ゴミ出し・話し相手など、ちょっとした手伝いを地域のボランティアがする住民同士の助け合い支え合いの仕組みとして、地区ボランティアセンターを開設しています。

●出部おかげさまセンター（出部地区社協）　　毎週金曜日10時～12時受付
●たすけあいセンター（井原地区社協）　　毎週水曜日９時半～12時受付
●たすけあいﾈｯﾄﾜｰｸ「きのこ～る」（木之子地区社協）毎週木曜日10時～12時受付
●県主地区ボランティアセンター（県主地区社協）　　毎週火～金曜日９時～17時受付
●かぶとやまサポートセンター（西江原地区社協）　　毎週月曜日10時～12時受付

⑤ふれあい・いきいきサロン

地域を拠点に、住民同士が話し合いながら内容を企画し運営する、気軽に集える楽しい仲間づくりの場です。ふれあいを通じて、介護予防や社会的孤立感の解消などを目的とする支え合いの地域活動です。

【一覧】

地区社協		サロン名	
井　原	8	遊友サロン下町	なつめサロン
		さくら橋サロン	猪清スミレクラブ
		サロンあすは	やまびこの会
		向町いきいきサロン	切偲友サロン
出　部	6	七日市ふれあい交流会	出部福寿サロン
		出部中部仲よし会	川附ふれあいの会
		大橋三世代交流サロン	家後屋「さくらんぼの会」
高　屋	3	鶴と亀	なでしこクラブ
		西光クラブ	
大　江	4	青木講ふれあいサロン	まびき ふれあいサロン
		中講・はるか ふれあいサロン	小山ふれあいサロン
稲　倉	5	いきいきサロン片山	見詰ふれあいサロン
		岩倉いきいきサロン	なごやかサロン馬場迫
		MGGサロン	
木之子	5	高月どんぐりの会	西郷　空の会
		やまびこサロン	まんまるサロン
		笹の葉サロン	

<table>
<tr><th colspan="2">地区社協</th><th colspan="2">サロン名</th></tr>
<tr><td rowspan="5">県　主</td><td rowspan="5">9</td><td>ひまわりの会</td><td>ニコニコ会</td></tr>
<tr><td>7部　むつみ会</td><td>コスモスの会</td></tr>
<tr><td>9部　すみれ会</td><td>みのり会</td></tr>
<tr><td>七五三の会</td><td>親睦会</td></tr>
<tr><td>たんぽぽの会</td><td></td></tr>
<tr><td>荏　原</td><td>2</td><td>サロン親和会</td><td>はつらつサロン</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野　上</td><td rowspan="2">4</td><td>浪形サロン</td><td>大谷サロン</td></tr>
<tr><td>皆おいでよ森井サロン</td><td>サロンひばり</td></tr>
<tr><td rowspan="2">青　野</td><td rowspan="2">4</td><td>たんぽぽの会</td><td>簗井ふれあいサロン</td></tr>
<tr><td>菜の花会</td><td>サロンさくら</td></tr>
<tr><td rowspan="3">西江原</td><td rowspan="3">5</td><td>西江原ふれあいサロン葵</td><td>なかよしサロン摩利支天</td></tr>
<tr><td>おしゃべりサロン甲山</td><td>サロン道祖渓</td></tr>
<tr><td>ふれあいサロンさわやか会</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">芳　井</td><td rowspan="4">7</td><td>いきいき歌声サロン</td><td>サロン Ｙ・Ｏ・Ｉ</td></tr>
<tr><td>梶江生き生きサロン</td><td>元気アップ川相</td></tr>
<tr><td>坂本折鶴の会</td><td>いけいけ体操サロン</td></tr>
<tr><td>峠村新田ゆりの会</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">明　治</td><td rowspan="3">5</td><td>バラの会</td><td>のぎくの会</td></tr>
<tr><td>種コスモス会</td><td>池井さるびや会</td></tr>
<tr><td>百合の会</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">共　和</td><td rowspan="2">4</td><td>若鴨の会</td><td>せせらぎ</td></tr>
<tr><td>かじか</td><td>高石楽園会</td></tr>
<tr><td>三　原</td><td>2</td><td>上市つくしの会</td><td>サロン三原</td></tr>
<tr><td rowspan="10">美　星</td><td rowspan="10">19</td><td>たのしみ会</td><td>あじさいサロン</td></tr>
<tr><td>ふれあいサロン葦の会</td><td>加谷シニアサロン</td></tr>
<tr><td>いきいきサロン虹</td><td>宗安ふれあいサロン</td></tr>
<tr><td>三山第２気楽会</td><td>本村前いきいきサロン</td></tr>
<tr><td>三山第三ふれあいサロン会</td><td>鷹山サロン</td></tr>
<tr><td>ふれあい・いきいきサロンなでしこ</td><td>六部落ニコニコふれあいサロン</td></tr>
<tr><td>畑ケふれあいサロン会</td><td>宇戸谷下シルバーふれあいサロン</td></tr>
<tr><td>志村いきいきサロン</td><td>上高末あすなろ会</td></tr>
<tr><td>サロン松目</td><td>宇頭いい友会</td></tr>
<tr><td>西星田長寿会サロン</td><td></td></tr>
</table>

合計　９２サロン（令和6年7月1日現在）

※この他にも、独自でサロンなどを立ち上げ地域福祉のために活動されている団体があります。

⑥コミュニティカフェ『赤羽根カフェ』開設状況

赤羽根カフェは地域の交流拠点として、住民ボランティアが主体となり公民館などで運営しています。

気軽に立ち寄り、コーヒーを飲みながら過ごせる地域の茶の間として、市内 23 か所に開設しています。

地区名	か所数
井原地区	3
出部地区	1
高屋地区	1
大江地区	1
稲倉地区	1
木之子地区	6
県主地区	1
荏原地区	1
野上地区	1
青野地区	1
西江原地区	1
芳井地区	2
共和地区	1
美星地区	2

合計　２３か所（令和６年９月13日現在）

⑦ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、ボランティアの養成講座などを開催しています。また、小中高など学校における福祉教育の支援など、地域の福祉活動の拠点としての役割も果たしています。

【団体一覧】

ボランティア団体名	内　　　容
井原手話サークル	手話通訳
朗読録音グループわかくさ	朗読、録音
岡山県建設労働組合井原支部	住居の直し
栄養ボランティアいばら	調理などの栄養関係
井原要約筆記クラブ	要約筆記
高屋地区社協ボランティア部	地区内ボランティア
めだかの集い	地域の在宅障害者などに声かけ
早雲の里交流センターボランティアグループ	交流センターの管理運営
井原ライトクラブ	点訳・点字
くすのき会	地域活性化
とまとさん家ボランティア	地域活性化
井原語りの会 わわわ	語り
井原子どもボランティア	子育て支援
竹井社中	上演
とんとん隊	トントン！と～とバッグ

ボランティア団体名	内　　　容
スポーツ吹矢井原	子育て支援
シニアネット井原	労力
アロハ　レイラニ	上演
コール美星	上演
「更生保護にこにこ会」	労力
民族音楽交流サークル　どんどこどん	上演
井原笑いヨガクラブキラキラ	笑いヨガ
いずえカフェ　まなの会	地域活性化
なの花会	地域協力、施設での労力
すみれの会	地域協力、施設での労力
東吉井たんぽぽの会	地域協力、施設での労力
みのり会	地域協力、施設での労力
美星町ボランティアグループひまわり会	労力（福祉施設）
美星語りの会　こすもす	語り
ボランティアグループ「野の花」	カフェボランティア
コミマサポーター	コミュニケーションま～じゃん普及活動
若鳴聖会	地域協力、労力
「ボランティアグループじあい」	上演
ホッとボラあがた	地域協力、労力
Ｔｅａｍ　HK	居場所づくり
井原市の民話　昔むかし	上演
ボランティアグループ ABC の会	学習
ぶどうの里ボランティア	カフェボランティア
六まるカフェ	カフェボランティア
川相カフェボランティア	カフェボランティア
はあとふる切偲	居場所づくり
AKP ボラ	居場所づくり
染織ボランティア　サークル・あい	草木染（藍染含む）
朗読ボランティア　サークル・あい	朗読・パネルシアターなど
わしがやらねば	調理・学習・配食弁当作り
Joyous Life 井原　（ｼﾞｮｲｱｽ　ﾗｲﾌ　ｲﾊﾞﾗ）	様々な困りごとを助ける活動
がってん隊	労力など
ハッピーランチ	障害者の居場所づくり

合計　４８ 団体

【個人ボランティア】

運転ボランティア
施設慰問、地域ボランティアなど　　合計　５４ 人

（令和６年９月１日現在）

⑧ふれあい福祉相談センター

ふだんの暮らしの幸せを願い、日常生活上の心配ごとや困りごとの、福祉相談窓口を開設しています。

●ふれあい福祉相談（月～金曜日　８：３０～１７：００）
　日常生活での心配ごとや困りごとなど、あらゆる相談

●法律相談（月１回程度　※要予約）
　弁護士による法律上の難しい問題の相談（財産・相続・金銭賃借・境界問題など）
　１件３０分以内

●ひきこもり相談（毎月第４水曜日　※要予約）
　ひきこもり専門相談員による相談

（２）地区まちづくり協議会

小学校区単位で、地域課題の解決やより良い住民生活の実現のために、住民が主役となった「地区まちづくり協議会」などが設立されています。

地区名	名称
井原	井原町まちづくりの会
出部	いずえ地区まちおこし協議会
高屋	高屋まちづくり推進協議会
大江	大江まちづくり協議会
稲倉	いきいき稲倉まちづくり協議会
木之子	木之子地区振興協議会
県主	県の里まちづくり推進協議会
荏原	荏原地区まちづくり協議会
野上	野上地区まちづくり協議会
青野	青野地区まちづくり協議会
西江原	西江原地区まちづくり協議会
芳井	芳井町まちづくり協議会

（令和６年４月１日現在）

（３）民生委員・児童委員・主任児童委員

令和６年４月１日現在、本市では、民生委員・児童委員が120人、主任児童委員が26人となっています。

民生委員・児童委員は、友愛訪問や安否確認などの活動を通じて、地域住民の身近な相談・支援者として生活実態やニーズの把握を行っています。主任児童委員は地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとの相談・支援を行います。

（単位：人）

地区名	民生委員・児童委員	主任児童委員
井原	14	2
出部	11	3
高屋	10	2
大江	4	2
稲倉	4	2
木之子	6	2
県主	4	2
荏原	6	2
野上	4	1
青野	4	2
西江原	10	2
芳井	22	2
美星	21	2
合計	120	26

資料：井原市

（４）愛育委員・栄養委員

令和６年４月１日現在、本市では、愛育委員が344人、栄養委員が71人となっています。

愛育委員は、母子保健を中心として乳幼児から高齢者まで、生涯にわたる健康づくりの推進に努めるとともに、介護が必要とならないよう介護予防にも取り組んでいます。

栄養委員は、栄養及び食品に対する正しい理解と知識の普及を図るとともに、地域の食文化を大切にし、こどもから高齢者まで、各年代に応じた食育活動を推進しています。

（単位：人）

地区名	愛育委員	栄養委員
井原	46	9
出部	44	9
高屋	35	7
大江	22	4
稲倉	20	4
木之子	27	5
県主	15	3
野上	6	2
青野	13	3
西江原	23	5
芳井	47	10
美星	46	10
合計	344	71

資料：井原市

（５）井原地区保護司会

令和６年４月１日現在、会員数は36人となっています。

保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

（単位：人）

地域	人数
井原地区東部	8
井原地区中部	6
井原地区西部	6
芳井地区	4
美星地区	4
矢掛地区	8
合計	36

資料：井原市

（６）井原地区更生保護女性会

令和６年４月１日現在、会員数は174人となっています。

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的として活動しています。

（単位：人）

地区	人数
井原	32
出部	22
高屋	26
大江	11
県主	12
荏原	6
青野	12
西江原	15
芳井	24
美星	14
合計	174

資料：井原市

（７）福祉サービス提供施設

市内の各施設では、それぞれの施設特性を生かし、地域住民を巻き込んだふれあい祭りなどを開催しています。施設には、それらを通して認知症や障害者などへの正しい理解の普及啓発の役割も期待されます。また、これらの拠点を有する施設は、災害時などにおいては対象者の避難所としての機能も期待されます。

区分	サービス種別	か所数
高齢者関係施設	特別養護老人ホーム	5
	地域密着型特別養護老人ホーム	2
	養護老人ホーム	1
	グループホーム	12
	ケアハウス	2
	有料老人ホーム	4
	デイサービスセンター	15
	認知症対応型デイサービスセンター	4
	ショートステイ（短期入所）	7
	小規模多機能型居宅介護	6
障害者（児）関係施設	地域活動支援センターⅡ型	2
	就労継続支援Ｂ型	5
	生活介護（デイサービス）	2
	障害児通所支援	7
児童関係施設	保育園	9
	小規模保育事業所	3
	児童会館	4

資料：井原市（令和６年４月１日現在）

３　各種アンケートからみる現状

令和３年度以降に実施した市民へのアンケートから、地域福祉に関わる主な調査結果をまとめたものです。

１．井原市総合計画（後期基本計画）アンケート（令和３年度）

■ 調査概要

項目	市民	中学生
目的	まちづくりの指針となる「井原市第７次総合計画 後期基本計画」策定の基礎資料とすることを目的に、市民アンケート調査を実施しました。	
調査対象	令和３年11月現在、井原市に住んでいる16歳以上の人	令和３年11月現在、市内の中学校に通う中学生
配布数	3,000人	880人
調査期間	令和３年11月９日～11月22日	令和３年11月９日～12月３日
調査方法	郵送による配布・回収及びウェブ調査	ウェブ調査
回収数	1,311件	701件
回収率	43.7%	79.7%

（１）居住期間

地域への居住年数は、地域への愛着や活動参加の原動力となります。また、こどもの頃から地域への愛着を大切に育むことが大切と考えられるため、居住期間を参考にしています。

「生まれた時からずっと」という人は、60歳以上で30％を超えていますが、若い世代ほど少ない傾向があります。

今後、生まれてからずっと井原市に住む人が減少していくため、地域への帰属意識や愛着を深める対策が必要なこと、また、地域への愛着が活動参加につながる可能性があるため、地域活動への理解の促進が必要と思われます。

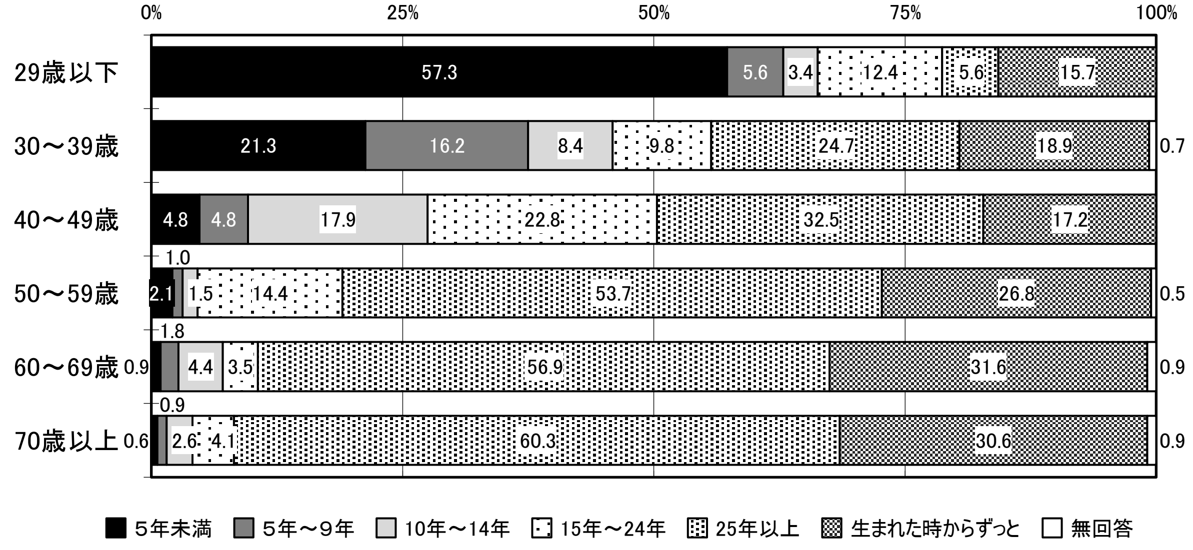

（２）「市民参加のまちづくり」を活発にするために必要なこと

市民参加による共生社会の構築は、今後の地域福祉や井原市の地域づくりに重要なものと位置付けており、市民参加に必要なことを参考にしています。

「まちづくりに関する情報を住民に提供する」が46.8％で最も高くなっています。次いで「住民が自ら行うまちづくりを行政が支援する」「市の計画づくりなどへの住民の参加の機会を積極的に増やす」「自分たちの地域と考え、行動する人材を育成する」といった、地域住民の行動や育成に関わることが30％程度となっています。

地域の情報を多様な手段で市民に伝える必要があること、また、市民の活動の支援や住民参加の支援を強化する必要があります。

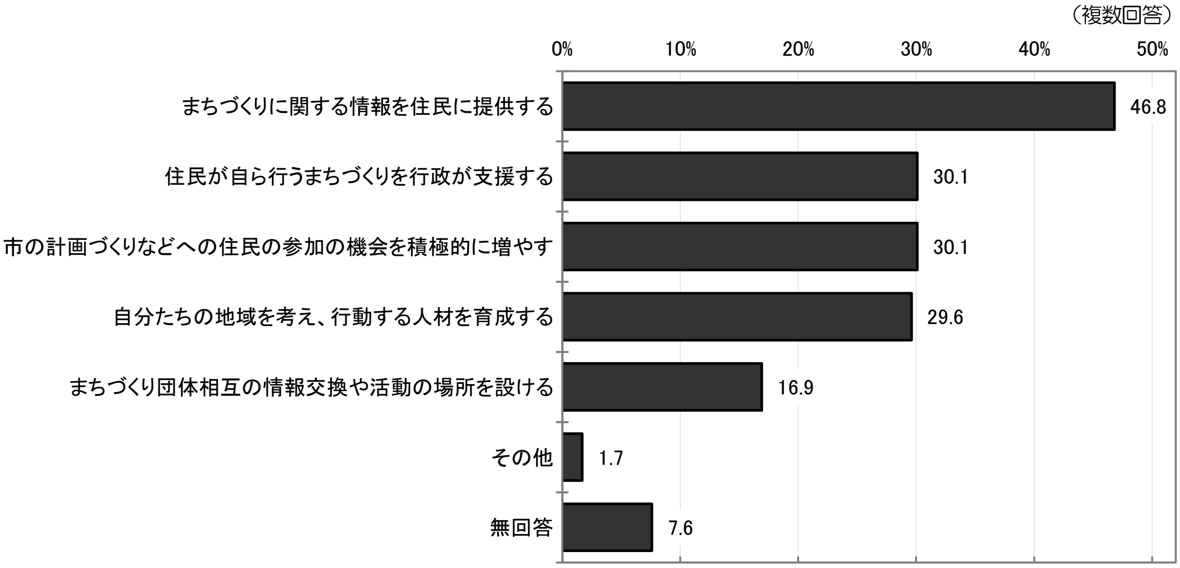

（３）「高齢者や障害者施策」に関して

高齢者や障害者の福祉サービスについては、地域福祉活動で市民が取り組める内容も多いことから、調査結果を参考にしています。

地域での活動や参加に関わることでは、「健康づくりや介護予防への支援」「認知症対策の充実」などの地域ぐるみで取り組む必要のある項目が20％を超えています。

サロンなどの介護予防・健康づくりの場や、認知症対策の充実などが必要です。

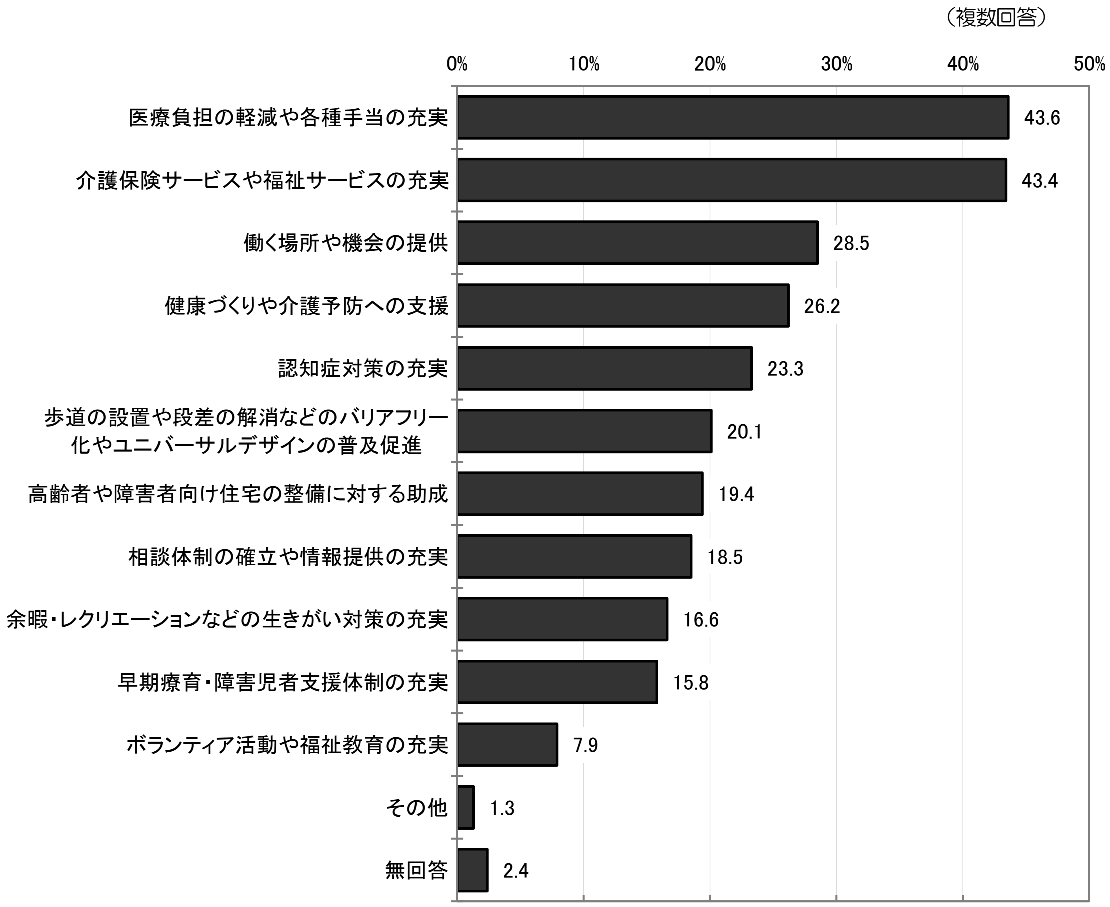

（４）「いまの井原市」で好きなところ（中学生調査）

こどもたちが元気に育ち、将来、井原市に定住、Ｕターンしてもらうためにも、地域への愛着を育むことが重要なことから、井原市の好きなところの結果を参考にしています。

中学生の好きなところでは「人があたたかい」に45.6%の回答があり、前回調査からの伸びが最も大きくなっています。地域のつながりがこどもたちにとって愛着につながっています。

こうした地域の雰囲気を、強みとして活かしていくことが必要です。

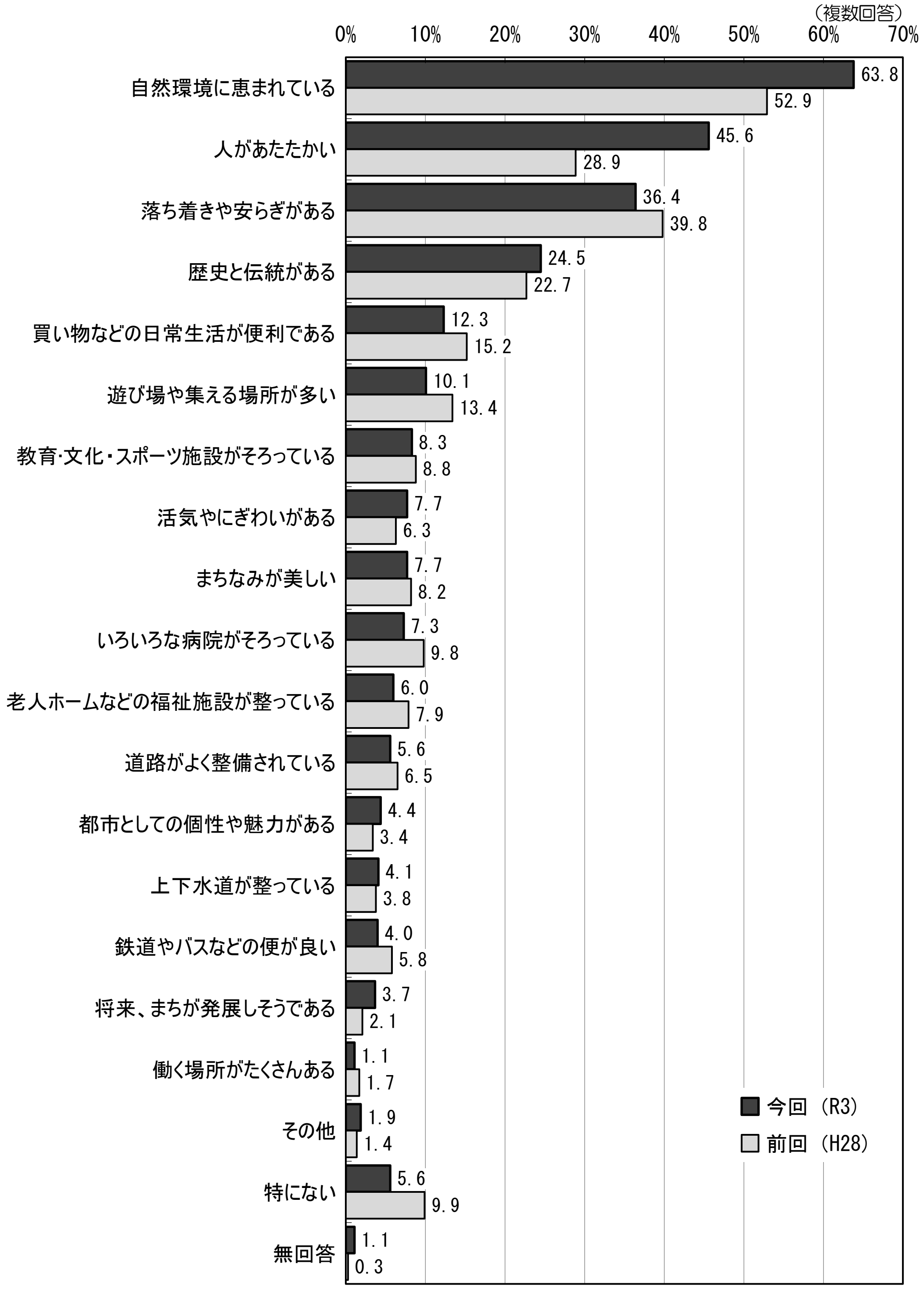

（５）これからも井原市に住み続ける意向とその理由（中学生調査）

将来の地域福祉を維持する上で、地域に住み続ける理由は地域活動の原動力となることから、中学生の定住意向について参考にしています。

「住みたい」「いずれは井原市に戻って住みたい」を合わせると過半数となり、前回調査を上回っています。

住みたい理由としては「知人・友人がいるから」に37.1％、「地域の人があたたかいから」に28.0％の回答があり、コミュニティの大切さが現れています。

住み慣れたまちであり続けるために、居住環境の充実に努める必要があります。

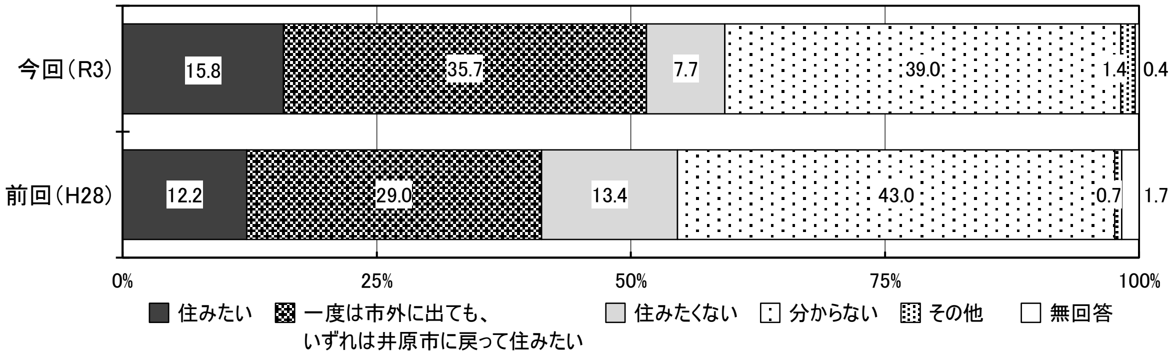

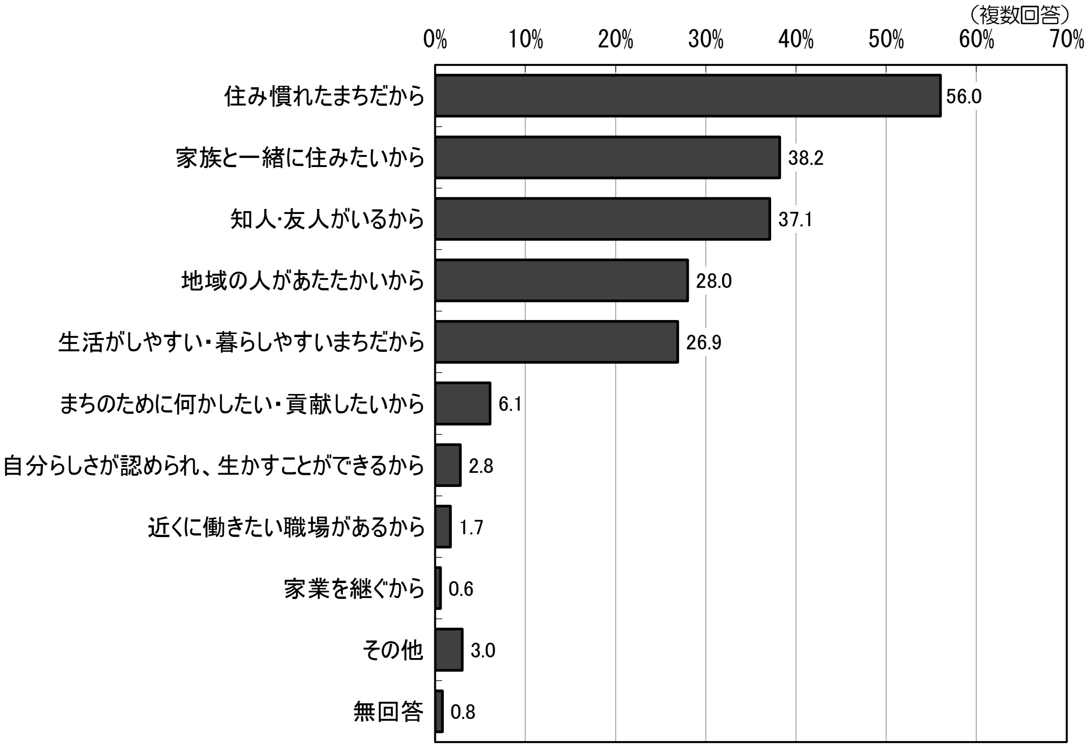

２．高齢者調査（日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）（令和４年度）

■　調査概要

項目	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
目的	「高齢者福祉計画、介護保険事業計画」の策定にあたり、３年に一度実施する調査です。地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、高齢者や要介護者の暮らしや健康状態などを把握します。	
調査対象	65歳以上100歳未満の高齢者、要介護(要支援)認定のない人、要支援１～２の人	在宅で生活している要支援・要介護者のうち、要介護（要支援）認定の更新申請・区分変更申請・介護申請をしている人
配布数	2,000件	511件
調査期間	令和４年11月22日～12月16日	令和４年８月15日～令和５年３月31日
調査方法	郵送による配布・回収	認定調査時に、認定調査員が聞取り調査
回収数	1,416件	503件
回収率	70.8%	98.4%

（１）高齢者の健康リスク（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

地域のサロンなどの介護予防の効果を上げ、活動を活性化するために、どういったことが健康状態の不安となっているのか、調査結果を参考にしています。

調査結果から、要介護になるリスクを算出したところ、運動機能の低下や転倒した経験のある人が増加していました。また、物忘れが多いと感じている人は回答者の約半数近くになっており、認知症予防が大切になっています。

高齢者の健康リスクは、運動よりも認知症やうつなどの方が高いため、認知症予防や心のケアをサロンなどに取り入れていく必要があります。

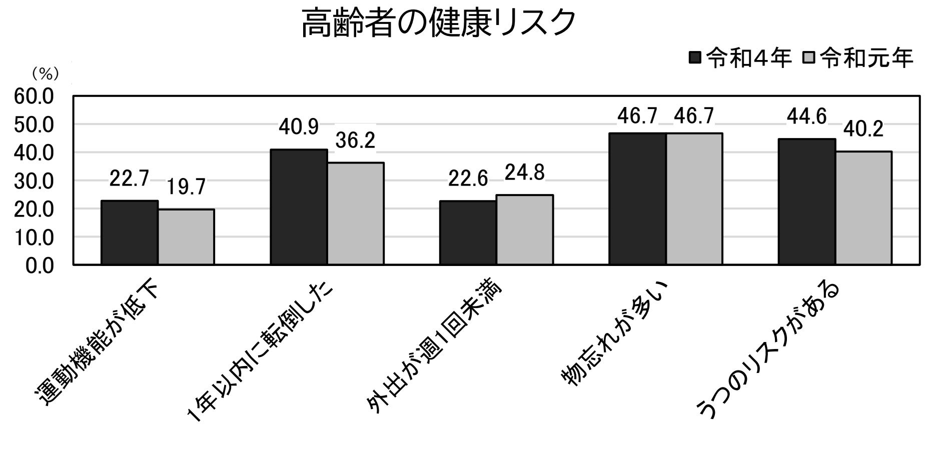

※アンケートの結果から、高齢者の健康リスクを集計したもので医学的検査の結果ではありません。また、要介護1以上に認定された人は含みません。

（２）在宅生活の継続に必要な支援（在宅介護実態調査、回答20％以上）

介護保険サービス以外で要介護者が必要な支援について、地域福祉で取り組める内容かどうかを参考としています。

今後も在宅生活を続けるためには、「買い物」や「調理」といった生活の支援があると助かる人が多くなっています。

要介護者の支援では、家事などへの支援が効果的であり、地域の助け合いでも可能な内容となっています。

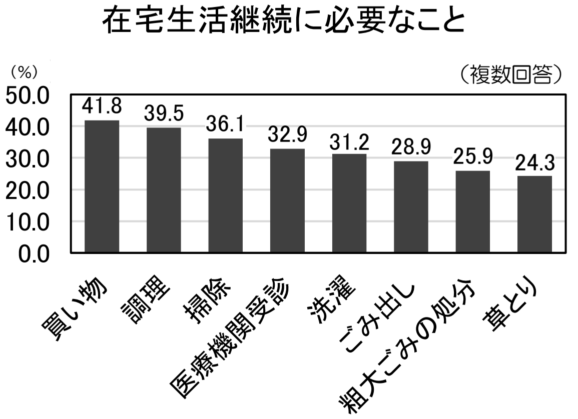

３．障害者関連団体調査（令和４年度）からの現状と課題

■　調査概要

目的	井原市障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたり、令和４年度に実施した調査です。障害者を支援する団体・事業者の活動や意見を把握し、活動が広がるための取組を検討するために実施しました。
調査対象	市内の障害者団体、障害福祉サービス事業所、教育機関
調査期間	令和５年３月１日～３月27日

（１）相談支援体制

障害者に関する情報や相談できる場所が求められています。特に学校卒業後には、学校から離れ、社会との接点に悩む人がいます。

障害者に関する情報提供、相談支援の仕組みや場所をわかりやすくし、地域社会とのつながりを保つ仕組みが必要です。

（２）在宅生活の継続のために

障害者本人やその介護者の高齢化が進んでいる家庭が増えています。また、障害者自身がボランティアなどに参加する機会や、地域住民や当事者同士との交流のできる場が求められています。

行政、サービス事業所、民生委員・児童委員、相談員などの連携により、地域における見守り体制の強化を図るとともに、障害者自身が地域活動に参加できる環境づくりの必要があります。

（３）教育について

障害の有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学ぶことのできるインクルーシブ教育の推進が求められています。

学校における合理的配慮の共通理解を深め、障害児や保護者の不安、支援者の戸惑いなどをなくしていく取組が必要となります。

（４）障害者や障害への理解、権利擁護

障害に対する理解の促進や啓発が必要であるという声や、日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護に関する情報の周知を求める声があります。

福祉教育や、講演会などにより障害への理解を深め、障害者自身が声を上げられる環境となるよう、関係機関との協力体制・支援体制の強化に努める必要があります。

（５）交流、地域の助け合いについて

障害者、家族、支援者は、身近なところで一緒に考えてくれる人を求めています。

障害者への認知を深めるためにも、障害者自身が相談や発信をして地域参加を促進することで、地域住民に日頃から地域に支援の必要な人がいることを知ってもらい、地域の中で連携体制を構築していくことが必要です。

４．子ども・子育て支援に関するアンケート調査（令和５年度）

■　調査概要

項目	就学前児童	小学校児童
目的	子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、５年に一度実施する調査です。子育て中の世帯が安心して子育てができるような社会を実現するために、実施する調査です。	
調査対象	就学前児童を持つ保護者	市内小学校に在籍する小学１～４年生までの児童を持つ保護者
配布数	985件	813件
調査方法	郵送配布・郵送及びインターネットで回収	学校を通じ配布・回収
回収数	534件	671件
回収率	54.2%	82.5%

（１）保護者の就労状況

子育て支援では両親の就労状況によって使用できるサービスや支援の度合いが変化します。

母親の就労状況は、直近５年間でも変化しています。「フルタイム」で就業している人が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少しています。

この数年の間でも保護者の共働きが増加しており、専業主婦が多かった世代と暮らしが異なっていることから、地域住民の意識の醸成や保育ニーズへの対応が必要です。

【母親】

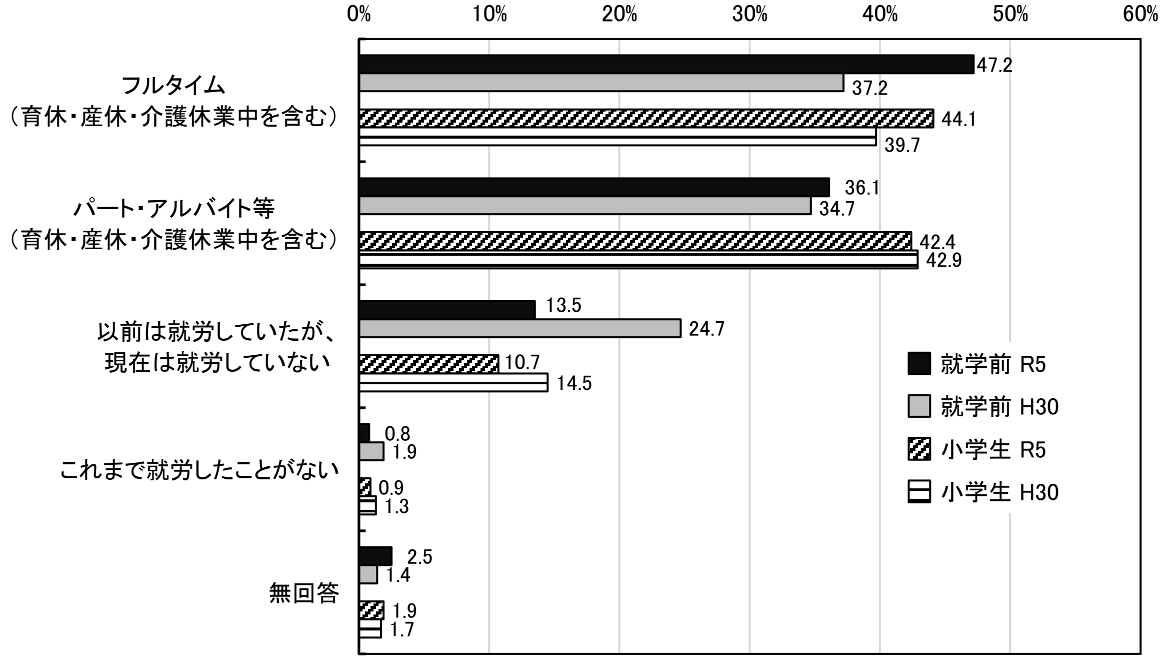

【父親】

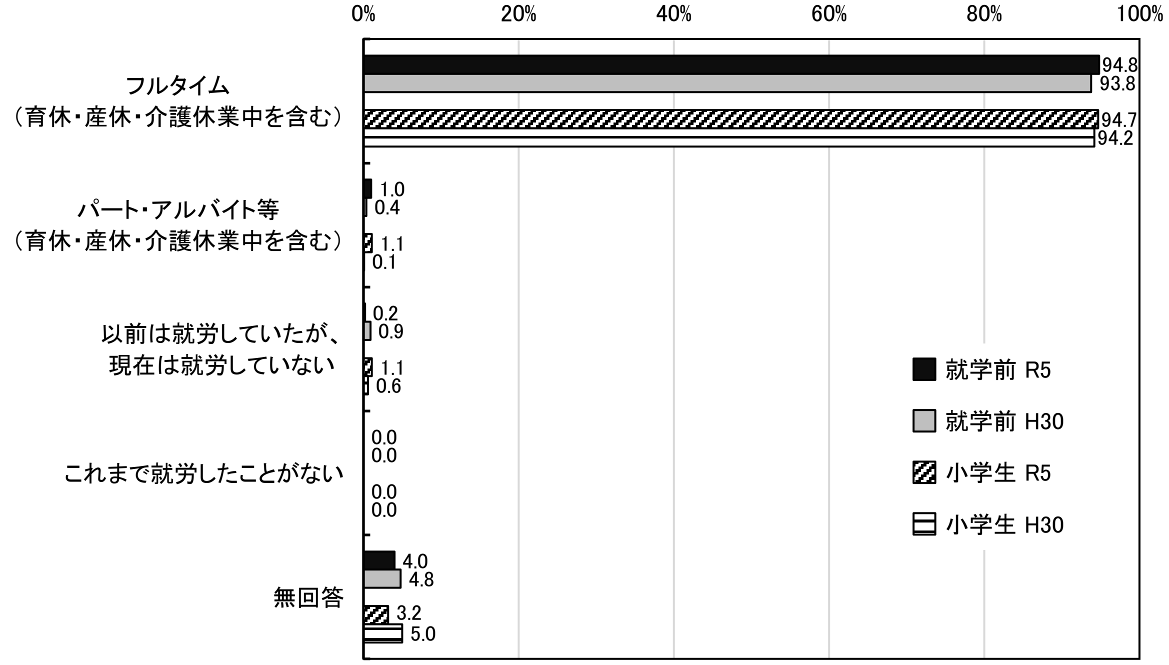

（２）こどもの放課後の居場所（小学生）

少子化を抑えるためには、こどもの生活環境は重要な地域課題となります。小学生の放課後の居場所は、小学生の育成に関わるため、どこで過ごしているのかを参考にしています。

放課後は自宅や放課後児童クラブ、習い事をして過ごすこどもが多くなっています。友達の家に行ったり、公園などで遊んだりするこどもは、それぞれ１割程度となっています。

放課後児童クラブのニーズは、低学年では約半数になっており、サービスの確保が必要と思われます。

高学年では自宅で約８割が過ごしており、地域との交流やこども同士で遊ぶ場の充実が必要と思われます。

（複数回答）

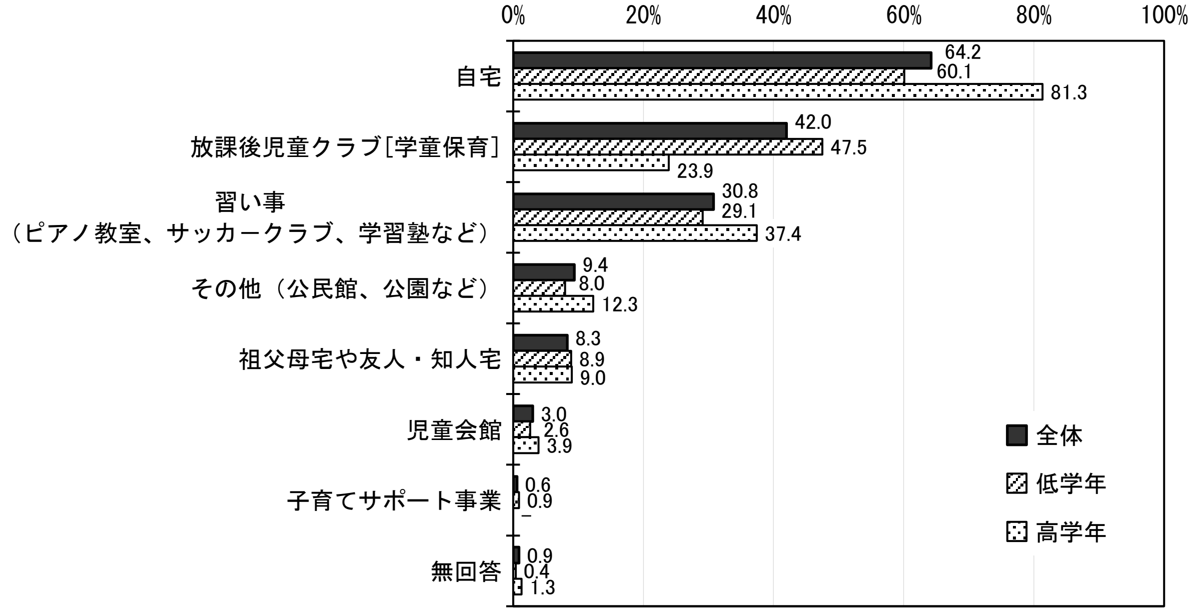

（３）子育てに関して気軽に相談できる先

公的な相談先や、地域の団体などへの子育て相談がどのくらいあるのかを参考にしています。

子育てに関する相談先に、「配偶者・パートナー」「親や兄弟姉妹などの親族」を選ぶ人の割合が、５年前より高くなっており、「隣近所の人、地域の友人・知人」「幼稚園・保育園・学校の先生」を選ぶ人の割合は低くなっています。

気軽に相談できる人が配偶者や親族、地域の友人などであり、公的な相談機関や窓口などの充実及び周知を図っていく必要があります。

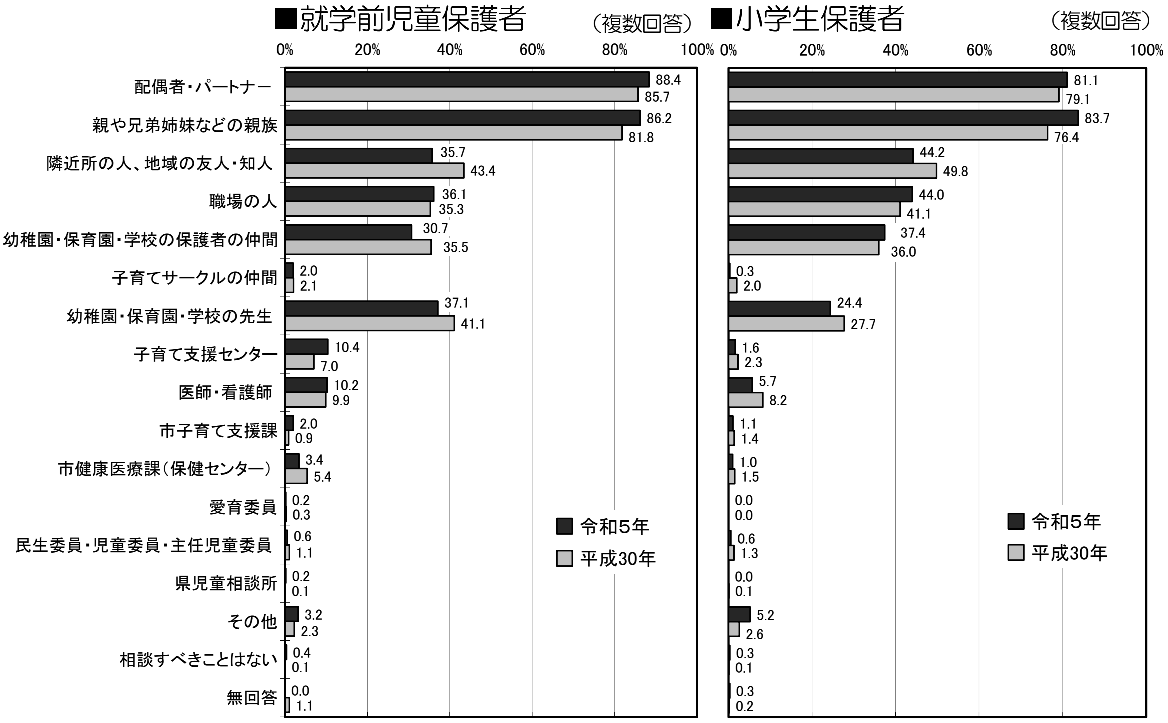

（４）子育て世帯と近所の人との付き合いの程度（小学生保護者）

子育て世帯が地域での子育てに参加できているのかをみるため、参考にしています。

「何か困っているときに助け合う人がいる」は20.0％となっています。

地域のつながりの希薄化が進む中、隣近所との顔の見える関係性を構築するなど、困ったときに支援できる体制をつくっていくことが必要です。

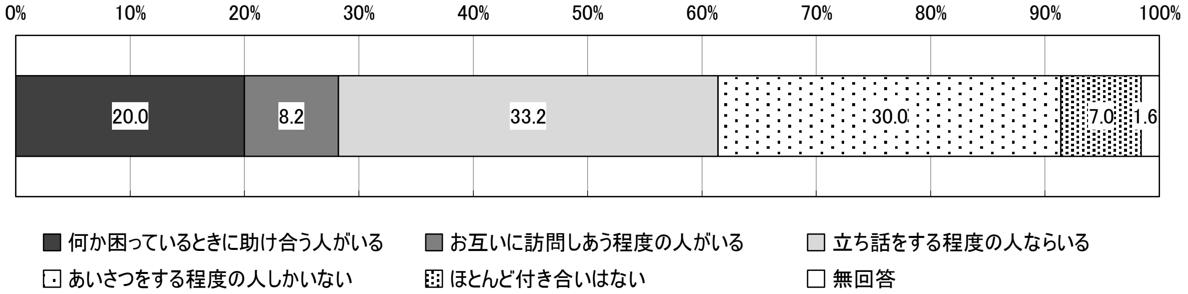

４　地域福祉座談会実施概要

井原市社会福祉協議会の主催で、令和６年６月13日（木）に地域福祉座談会を開催しました。地域の活動団体などから41人の参加があり、地域福祉活動に対するご意見をいただきました。

（１）地域福祉座談会の主な意見

①テーマ

■人材　■防災・減災
■こども　■ボランティア・地域活動
■高齢者　■支援が必要な人への対応

②主なご意見

■人材

主な課題	地域でできること
人材の確保が難しい 人材の高齢化、過疎化 忙しい、難しいという思い込みがある 興味・関心が薄い 地域の関係の希薄化	活動に興味を持ってもらう 小さなイベントを繰り返してする 活動を体験してもらう 保護者の仲間を利用する 学習会・研修会の開催 三世代交流で地域学習 元気高齢者の活用 楽しい活動づくり 活動をつないでいく 特技を引き出す

■こども

主な課題	地域でできること
こどもの減少 ゲーム依存 不登校の増加 街灯が少ない 地域との関係の希薄化 ヤングケアラーの増加	中学校クラブ活動の地域移行 挨拶運動の促進 小学校区による地域づくり こどもの居場所づくり こどもの参加する地域イベント

■高齢者

主な課題	地域でできること
一人暮らし・孤立対策 生きがいづくり 担い手不足（後継者） 移動・外出に支援が必要 最期まで自宅で暮らせる環境が必要 認知症支援の意識が低い サービス従事者の不足 老後の考え方が変わった フレイル予防が必要	生きがいと仕事（収入） サロンの立ち上げ、つどいの場づくり サロンなどの周知、参加促進、男性参加 見守り・声かけ活動 民生委員・児童委員の活用 移動支援、移動販売 自助のサポート 仕事と役割を持つ 情報の発信（ＳＮＳなどの活用） 乗合タクシーの活用 買い物支援

■防災・減災

主な課題	地域でできること
避難所までの移動手段 一人暮らしや日中一人になる人がいる 家が古くて不安 避難所での支援、福祉避難所 避難の判断が難しい	各地区に防災組織を立ち上げる 防災マップの作成 定期的に防災について話し合う 自主防災組織の小地域化 地域特性を生かした防災訓練 災害シミュレーション 自主避難行動ができるようにする 家屋の耐震化

■ボランティア・地域活動

主な課題	地域でできること
活動拠点の整備	井原放送などの活用
担い手不足（支援者）	スタッフやグループの交流促進
ボランティアの範囲、情報の少なさ	興味を持ってもらえるような内容の検討
参加しやすさ	人材育成
もっと利用してほしい	若い人の参加促進
高齢で参加できない	サービスの有償化
移動手段	
参加者が少ない	

■支援が必要な人への対応

主な課題	地域でできること
個人情報保護のため声かけしにくい	地域の学校に行く
支援の必要な人がわからない	福祉委員や民生委員・児童委員の見回り
学校に地域の人が行かない	スポーツ大会などの実施
地域での子育て意識が薄い	おせっかいボランティア
各家庭の交流の希薄化	顔がわかる関係づくり
お金に困っても相談できない	相談窓口との連絡の取り方
お金の問題でサービス利用ができない	福祉の情報が伝わるように
支援が必要な人の親の高齢化	家族介護者などの癒やし
	農福連携の成果

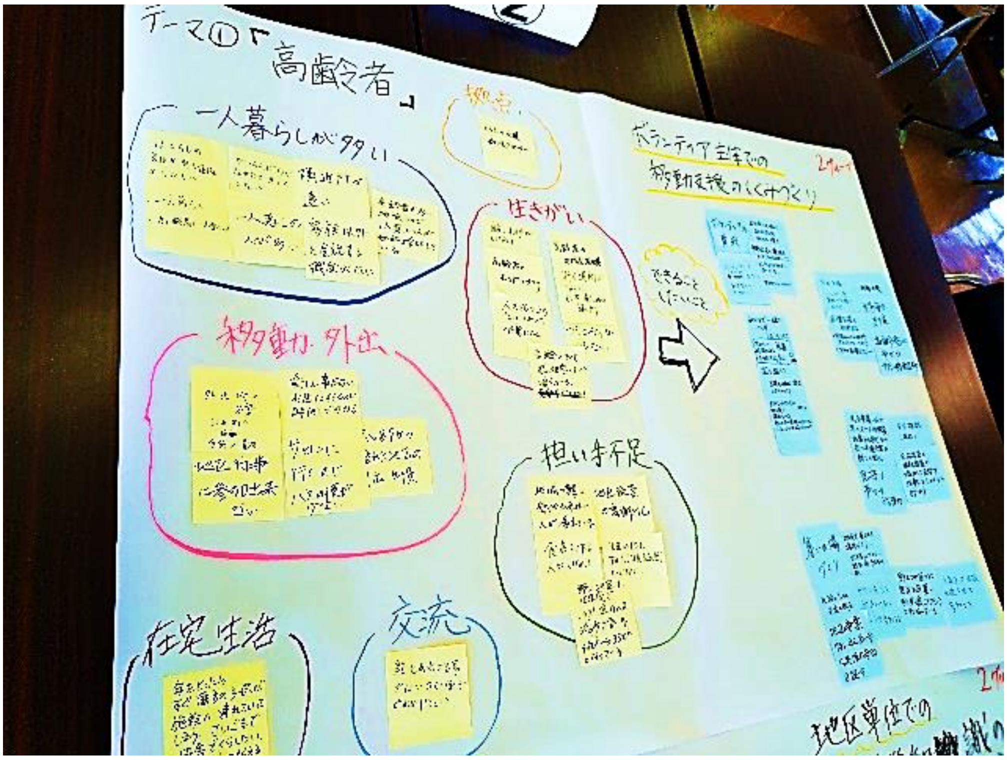

５　前計画の実施状況

１．地域でふれあい支え合う「ひとづくり」

１－１　地域福祉に関する啓発活動の推進

１－２　地域福祉を支える人材づくり

１－３　市民主体の地域福祉活動（関係団体の連携強化）

①実施状況

社協	● 市内中高生を対象にした夏のボランティア体験事業の実施 ● 地域福祉活動やボランティア活動の実践に関する講座や研修（奉仕員養成講座、サロンリーダー研修会、災害ボランティア研修会、地区ボランンティアセンター研修会、運転ボランティア講習会など）の実施 ● サロン活動や見守り活動の推進、給食・配食サービスなどの実施
行政	● 市民活動センター「つどえ～る」において、まちづくり講座やつどえ～るフェスタ、つどえ～るカフェの開催、広報紙（つどえ～る通信）やホームページ、井原放送、ＳＮＳを活用した市民活動の情報発信など ● 将来親になる中・高校生世代と乳幼児・小学生児童がふれあう交流事業の実施 ● ゲートキーパー養成講座の開催 ● ふれあいスポーツフェスティバル、ふれあいアート展の開催 ● 介護予防に関する各専門講師や地域包括支援センター職員が地域住民や事業所に出向き、運動や栄養・口腔ケアなどの講演や実技の実施 ● 職域や学校、地域住民などを中心に認知症サポーター養成講座の開催

②改善が必要なこと

社協	● ボランティアセンター事業の充実 ● 自主的にボランティア活動ができるよう、コーディネート、フォローアップの実施
行政	● 市民や各種団体などが主体的に地域の課題解決に取り組み、行政がそれを支援する協働のまちづくり ● 児童会館でのふれあい交流事業や、子育てイベントなどへ中・高生に参加してもらうことによる、子育てについて考える機会の提供 ● 地域において、世代や属性を超えて住民同士が気軽に交流するための場・居場所づくり ● 若い世代の認知症サポーター増加に向けた取組の実施

２．利用しやすい福祉サービスの 「仕組みづくり」

２－１　サービス利用を促進するための仕組みづくり

２－２　情報提供の充実

２－３　相談体制の整備

２－４　地域住民の活動拠点の整備

２－５　権利擁護の仕組みづくり

２－６　生活困窮者の自立支援

① 実施状況

社協	● 健康づくりの一環としてのサロン活動の開催 ● 市内全地域のサロン交流会の開催 ● ふれあいのまちづくり事業推進委員会の開催 ● 地域福祉活動への意欲を高めるための講座、研修会などの開催 ● 地区ボランティアセンター交流会の開催、情報交換・課題の共有など ● 中高生を対象にした夏のボランティア体験事業の実施 ● 小・中・高等学校など、学校を対象とした福祉教育出前講座の実施 ● ご近所福祉ネットワーク活動の推進 ● フードバンク・フードドライブ事業の実施 ● ホームページの充実・定期更新、各種媒体へのＱＲコード添付による情報提供 ● 介護保険サービス、障害福祉サービスなどの公的福祉サービスの提供
行政	● 市民活動センター「つどえ～る」において、ボランティア団体などを支援 ● 障害者相談支援センターを開設 ● 地区集会所などの整備を支援するとともに、地域による自主運営の促進 ● マタニティセミナー（妊娠期教室）やベビーセミナー（育児教室）などの実施 ● 保育園・幼稚園の保育料・給食副食費の完全無償化 ● 満18歳到達の年度末までの子ども医療費の無償化 ● こども家庭センターを整備 ● 公民館の建て替えの実施（県主公民館、荏原公民館、美星公民館） ● 成年後見ステーションを開設 ● 「井原市高齢者虐待防止ネットワーク」を「井原市権利擁護支援ネットワーク」に改称し、対象者に障害者を加えるとともに成年後見制度や消費者被害などの内容を拡充

②改善が必要なこと

社協	● 相談窓口や相談することのメリット・重要性の更なる周知 ● 相談員が一人ではなく、チームで利用者を支援 ● 各種SNSを活用した効果的な情報提供
行政	● 専門相談員のスキルアップに努め、相談窓口を強化 ● 必要な情報が得られるよう、様々な広報手段を活用し分かりやすい情報提供 ● 関係機関との連携を強化することによる、切れ目のない相談や学習の場の整備 ● ふるさと井原への知的好奇心を高め、こどもたちの郷土愛を育む ● 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備

3．安全・安心な生活を送ることができる 「環境づくり」

3－1　地域の見守り体制の強化

3－2　地域ぐるみの防災・防犯体制の強化

3－3　気軽に外出できるまちづくり

3－4　ユニバーサルデザインのまちづくり

① 実施状況

社協	● 日常生活での見守り活動を推進 ● ご近所福祉ネットワーク活動及び「はーとふるカプセル」の推進 ● 災害ボランティア養成講座、災害ボランティアセンター設置訓練の開催 ● 『防災は福祉』という言葉をスローガンに、井原地区消防組合をはじめとした多職種連携のもと体験型防災イベントの開催 ● 社協所有の貸出車両を運転する運転ボランティアの登録を推進するなどの外出支援
行政	● 自治会などによるＬＥＤ防犯灯及び防犯カメラ設置の促進 ● お知らせくんの配布・設置 ● 井原バスセンターや井原駅へ案内看板の設置など、待合環境の整備 ● 公共交通空白地での予約型乗合タクシーの運行 ● 自主防災組織設立への支援及び防災資機材の整備に対する補助 ● 各地区の防災訓練への参加や出前講座による、平時の備えや防災備蓄品の普及・啓発

②改善が必要なこと

社協	● ボランティアの高齢化への対応 ● 新しい登録者を増やすため、啓発活動や研修会など、幅広い世代から興味関心をもってもらえる事業の実施
行政	● 公園における周囲からの見通しの確保 ● 情報化社会に対応するための基礎的な能力の向上に向けた取組 ● 移動実態や市民ニーズを踏まえた持続可能かつ効率的で利便性の高い公共交通体系の構築 ● 認知症高齢者などの早期発見、早期保護につなげるネットワークの構築

6　地域福祉の現状と方向性

1．人材の確保について

①現状

- 人口の減少傾向が続いており、20年後には65歳以上人口が生産年齢人口を上回ると見込まれる。
- 中学生調査において、井原市の好きなところとして「人があたたかい」に45.6%の回答があり、市民の人間性や人間関係がまちづくりに関わっている。
- 地域福祉活動や福祉事業に関心のある人、興味のある人がなかなか見つからない。

②取組の方向

- 地域福祉の体験講座や健康についてのセミナー、勉強会などを開催し、福祉や健康づくりについての活動を実感してもらう必要があります。
- 学校や地域における福祉教育の強化が求められています。
- 福祉教育の充実や、活動体験の場をつくることで、福祉に関心のある人を育てていくことが必要です。

2．少子高齢化について

①現状

- 年少人口の減少が続いている。
- 高齢者も減少傾向となっているが、高齢化率は上昇している。
- 団塊の世代が75歳以上になることから、要介護や認知症などの支援の必要な人口が増加してくる。
- 中高生と地域住民とのつながりが薄くなっており、地域への帰属意識が低い。
- ヤングケアラーや生活困窮世帯のこどもが、身近にいることを感じるようになった。

②取組の方向

- 高齢者が生きがいをもち、培った能力を活かした仕事を持つことで、社会に貢献できる機会を増やす必要があります。
- サロンや介護予防事業などへの参加を促進し、いつまでも健康でいることで、生活支援がなくても暮らせる高齢者を増やす必要があります。
- 三世代が交流する機会を充実し、理解と関係を深める必要があります。
- こどもの居場所づくりによって、安心してこどもが育つ環境づくりを進める必要があります。

３．地域の安全について

①現状

- 自主防災組織や消防団などの高齢化が進んでいる。
- 地域交通網の維持が課題となっている。
- 災害時に援護の必要な人の支援に不安がある。
- 地震の際、耐震化基準改正前の建物への不安がある。

②取組の方向

- 自主防災組織や消防団への若年層の加入を促進する取組が求められています。
- 防災・減災のセミナーや相談機会を充実させる必要があります。
- 避難訓練の参加率を高めるための取組を実施する必要があります。
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を推進する必要があります。

４．地域活動などの充実について

①現状

- ボランティアのなり手が少ない。また関心が薄い。
- 活動者の高齢化、固定化が進んでいる。
- 活動場所まで行くことができない人がいる。
- どんな活動をしているのか情報が市民に伝わっていない。

②取組の方向

- ボランティア体験などの周知・広報活動を充実していく必要があります。
- 地域福祉活動に関心を持ってもらうため、各種メディアやＳＮＳなどを活用した、広報・啓発活動の充実が求められています。
- こどもや学生、若い人へのアプローチ強化が求められています。

５．支援の必要な人への対応について

①現状

- 認知症高齢者が増加している。
- 障害者の自立を支援する必要がある。
- 社会情勢などにより生活困窮者が増加している。
- 再犯防止や生活困窮者対策など、求められている地域の役割が多様化している。

②取組の方向

- 人権を尊重する社会を実現するため、人権教育の推進や人権擁護の活動推進が必要です。
- 成年後見制度、生活困窮者対策、再犯防止などについて、地域福祉と一体的に進めることが必要です。

６．相談支援体制の充実について

①現状

- 地域の課題の複雑化・複合化が進んでいる。

②取組の方向

- 地域共生社会の実現のため、重層的支援体制の構築が必要です。
- 支援関係機関が役割分担をしあい、市全体で包括的な相談支援体制を構築する必要があります。
- 地域住民が社会とのつながりをつくるための支援を行う、参加支援事業を推進する必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

計画の基本理念は、本市の地域福祉施策を進める上で根本の考え方となるものです。
前計画では、「地域で支え合う　あたたかいまち　井原」を基本理念とし、本市に住むすべての市民がいきいきと輝き、将来も井原に住み続けることができる魅力あるまちづくりを目指し、各施策を進めてきました。

井原市第７次総合計画においては「だれもが主役で活躍できる　元気な地域づくり」を目指し、地域福祉分野では、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、様々な取組を進めていくことが求められています。

今後、少子高齢化や核家族化が進行し、地域の支え合い機能の低下や、福祉課題の多様化・複雑化が予想される中で、 本計画においては誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、「地域で支え合う　あたたかいまち　井原」の基本理念を継承し、地域福祉、地域福祉活動の推進を図っていきます。

「地域で支え合う　あたたかいまち　井原」

２　計画の基本目標

計画の基本目標として、次の３つを設定します。

地域でふれあい支え合う「ひとづくり」

○福祉に関する講座やイベントの実施などを通じて、地域福祉に対する意識の醸成を図り、学んだことを活かしながら市民が地域活動に関わる社会をつくります。
○地域の人材や資源を活用し、地域での福祉活動、福祉サービスを担う人材を継続的に確保・育成する仕組みづくりを推進します。
○市民同士が交流することで、関係づくりや互いに支え合う地域づくりを推進します。

利用しやすい福祉サービスの「仕組みづくり」

○重層的な相談機能の強化を図ることで、関係機関や団体と連携し、様々な地域課題に適切に対応できる専門性の高い相談支援や身近な相談支援の充実を図ります。
○活動団体への情報提供や相談支援、団体間の交流機会の設定などにより、活動のさらなる活性化を図ります。
○各種福祉サービスなどの適切な利用を促進し、いつまでも地域で暮らすことができる仕組みを充実させます。
○生活困窮者の経済的自立や日常生活、社会生活における自立支援に取り組みます。また、判断能力に不安を抱える人の意思決定を支えるため、成年後見制度の周知と利用促進に取り組みます。

安全・安心な生活を送ることができる「環境づくり」

○防災・防犯意識の啓発に取り組み、災害時に地域や行政、社協などが連携して支援できる体制を構築するとともに、災害時の情報伝達や設備面などの充実を図ります。
○若い世代から高齢者まで、様々な主体が地域活動を通して地域に参画できるような環境づくりを推進します。
○地域活動団体に対して、情報提供や活動の支援を行い、互いが連携・協働し、取組が効果的に実施されるような地域基盤を整備します。
○行政、社協、地域活動団体などのそれぞれの役割を果たせるよう、組織の連携の仕組みを充実します。
○誰もが利用しやすい地域特性に対応した公共交通体系の構築に向けた取組を推進します。

３　計画の体系

基本理念　「地域で支え合う　あたたかいまち　井原」

基本目標１　地域でふれあい支え合う「ひとづくり」

１．地域福祉の啓発活動の推進
２．地域福祉を支える人材の確保と育成
３．市民参画の地域活動の促進

基本目標２　利用しやすい福祉サービスの「仕組みづくり」

１．多様な生活課題に対応する重層的支援体制の構築
２．市民同士の交流機会の推進
３．地域での見守り・支え合い活動の推進
４．質の高い福祉サービスの提供
５．社会的に援護が必要な人の支援

基本目標３　安全・安心な生活を送ることができる「環境づくり」

１．地域ぐるみの防災・防犯体制の充実
２．福祉に関する情報提供の充実
３．地域活動などの連携強化
４．地域の基盤組織の育成・強化
５．自由に外出できる環境とバリアフリーのまちづくり

第４章　基本目標ごとの取組

基本目標１　地域でふれあい支え合う「ひとづくり」

１．地域福祉の啓発活動の推進

【現状・課題】

広報紙やホームページなどで、情報発信をしています。

地域福祉に関する情報が浸透するよう働きかけていますが、必要な情報が届かない場合もあるため、地域の情報交換の場を活用する必要があります。

引き続き、高齢者や障害者、子育て世帯など、様々な立場に置かれている人についての理解を深めるとともに、各種の機会を通して地域福祉に関する啓発活動を進める必要があります。

【課題解決に向けた方向性】

○広報紙、ホームページなどによる情報提供と啓発

- 広報紙、ホームページなどの充実を図り、福祉に関する情報の提供を行います。
- 必要な人に必要な情報が、よりわかりやすく伝わるよう啓発していきます。

○各種行事を活用した広報・啓発の促進

- 福祉に関する取組を積極的に広報、啓発し、市民に興味関心を持ってもらえるように努めます。また、福祉に関する行事において、地域福祉への理解を深めていきます。

●市民・地域の役割●

- 地域福祉に関心を持ちます。
- ボランティア活動に参加しようという意識を持ちます。
- 各種行事に積極的に参加するよう努めます。
- 隣近所で、支え合いの意識を持ちます。

●社協の役割●

- 地域や福祉への関心が高まるよう、様々な媒体を活用して、より具体的で視覚的にわかりやすい情報発信に努めます。
- 必要な人に必要な情報が届くよう、情報発信に努めます。
- 福祉に関するイベントを開催し、若い世代を含む幅広い世代に地域福祉への意識の向上を図ります。

●行政の役割●

- 市広報やホームページ、ＳＮＳなどの様々な媒体を活用して福祉についての情報を発信します。
- 市民協働のあり方や方向性を示した基本指針の周知を図ります。
- 市民を対象に実施している出前講座を継続し、福祉についての理解を深めます。

２．地域福祉を支える人材の確保と育成

【現状・課題】

人口減少と高齢化が進行しており、ボランティアなどの地域福祉活動に参画する市民が減少しています。そのため、中高生を対象としたボランティア体験や、高齢者疑似体験・車椅子体験などの福祉教育を実施しています。また、行政や社会福祉協議会、ボランティア団体が協力し、認知症サポーター養成講座を実施しています。

今後はボランティアセンターの充実を図るほか、広くボランティア活動の参加促進を呼びかける必要があります。

【課題解決に向けた方向性】

○ボランティアの養成

- 勉強会などを実施し、自主的に活動できるようなボランティアの養成に努めます。
- 自分の地域について、他人事ではなく自分事として考えてもらえるような研修会の実施に努めます。

○ボランティア活動への参加促進

- 市民に向けたボランティア情報を広報紙などで周知し、参加促進を図ります。
- 楽しさ、やりがいの普及に努めます。

●市民・地域の役割●

- 他人事ではなく自分事として、地域に関心を持ちます。
- 地域活動に参加します。
- 地域に関心を持って活動できるよう努めます。
- 地域住民が気軽に参加できるような行事の場を設けます。

●社協の役割●

- ボランティアセンター事業の充実を図ります。
- 中高生に向けたボランティア学習の場を提供し、ボランティア意識の向上を図ります。
- ボランティアの養成や研修会を実施し、地域福祉を支える人材の確保に努めます。
- ボランティア活動について広報紙やホームページでの周知を図ります。
- ボランティア活動を行っている団体、学校へ支援を行います。
- 地域住民などと連携し、地域福祉の新たな担い手の発掘・育成に努めます。

●行政の役割●

- 学校教育・社会教育など、あらゆる機会を通じて福祉教育や福祉に関する啓発を行います。
- 地域の次世代リーダーを育成する目的で、ファシリテーション研修やまちづくり講座を実施します。
- 認知症サポーター養成講座を継続し、新たな地域福祉の担い手の育成に努めるとともに、小学生から高校生などの若年層に対するアプローチを強化しながら、次世代を担うキッズサポーターの養成を目指します。
- 引き続きゲートキーパー養成講座を実施することで、自殺予防に関する正しい知識を持つ人材の確保に努めます。

３．市民参画の地域活動の促進

【現状・課題】

地域では、サロン活動や見守り活動、配食サービスなどを実施しています。また、地区ボランティアセンターが市内６地区に設置されており、住民同士の助け合いを大切にしています。

市民や地域活動団体と協力して、社会福祉大会や研修会、交流会などを実施し、地域福祉活動の推進に努めています。その他、ボランティア団体に助成金交付などの支援を行っています。

今後は、気軽に参加できるボランティアについて、積極的に情報発信を行うことが求められます。また、様々な関係団体同士の連携を強化し、市民が生きがいを持ち、自分の力を発揮できるような活動の機会を増やす必要があります。

【課題解決に向けた方向性】

○市民主体で活動できるよう支援

・関係団体と連携し研修会や交流会の機会を設け、地域福祉に対する理解が深められるよう努めます。

○地域で助け合っていく意識の向上

・地域の現状やボランティアについて情報発信を行い、市民が自分の地域は自分たちでつくるという意識が持てるような環境づくりに努めます。

●市民・地域の役割●

・地域の行事に積極的に参加し、地域の人と顔が見える関係をつくります。
・サロン活動を通じ、地域の居場所づくりに努めます。
・地域福祉に携わる関係団体の連携強化に向け、積極的に交流会などを実施します。

●社協の役割●

・地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンターの活動を推進します。
・研修会や交流会の機会を提供します。
・地域の活性化を図るため、地域福祉座談会を開催します。

●行政の役割●

・市民ニーズやトレンドに合わせた出前講座のメニューを提案し、市民の参画を促進します。
・地区公民館や市民活動センターなど、地域活動の拠点を確保し、市民参画による地域活動の促進を図ります。
・地域とともにある学校づくりを進め、地域学校共同活動や総合的な学習の時間を通し、地域との連携を深めます。

基本目標２　利用しやすい福祉サービスの「仕組みづくり」

１．多様な生活課題に対応する重層的支援体制の構築

【現状・課題】

ふれあい福祉相談センターでは、様々な内容の相談があります。しかし、困っていることを自分から相談できなかったり、相談先や制度を知らなかったりする人がいます。

困りごとの早期解決のため、市民が気軽に相談できる窓口の運営に努めることが求められています。

【課題解決に向けた方向性】

〇相談窓口の周知、啓発

・悩みや困りごとの相談先を広く周知します。

〇関係機関の情報共有、相談機能の充実

・支援に必要な各種団体や機関と連携、必要に応じて情報共有をします。

〇職員の資質向上

・相談に対し、専門的・継続的に支援するため、職員の資質向上を図ります。

●市民・地域の役割●

・困った時や悩んだ時、何か情報が欲しい時は、相談窓口を利用します。
・地域の見守りや声かけ時に気になる人が居た場合、相談窓口に連絡します。
・どこに相談すればいいのかわからない人に、相談窓口を紹介します。

●社協の役割●

・多様化・複雑化する相談に適切に対応するため、属性や世代に捉われることなく相談を受け止められる支援体制整備に取り組みます。
・職員の資質向上に努めます。
・各種団体や機関と連携するよう努めます。

●行政の役割●

・社会福祉協議会やまちづくり協議会と連携し、住民同士の交流や地域活動への参加促進に取り組みます。
・誰もが住み慣れた場所でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進や障害福祉サービスの充実に取り組みます。
・子育て世代のニーズの把握に努め、市内保育所及び井笠地域、備後圏域の関係機関と連携しながら、保育サービスの充実を図ります。
・複合的な問題を抱えている人・世帯を支援するため、対象に関わる関係者・関係機関が参集する、重層的支援会議の開催や庁内連携の強化に取り組みます。

２．市民同士の交流機会の推進

【現状・課題】

外出自粛の時期が数年続きましたが、様々な工夫により、地域福祉活動を推進しました。

各地区のサロンなど、住民が交流する場の充実が進んでいる一方で、サロンのない地域での居場所づくりなどの支援が必要となっています。また、多世代が交流することができる身近な集いの場も求められています。

市民活動センターにおいて、ボランティア団体などを支援するとともに、市民・行政・企業の交流や協働を促進しています。

【課題解決に向けた方向性】

〇地域におけるイベントなどの開催

・市民や地域活動団体と協力して、福祉に関するイベントを開催します。
・誘い合って参加できるよう、市民同士の関係づくりを促します。

〇夏のボランティア体験事業の実施

・高齢者や障害がある人とのふれあい交流活動やボランティア体験活動の実施に努めます。

〇交流機会の推進

・市民が気軽に交流できる場づくりを推進します。
・異なる世代間の交流や市民が共に参加できる交流事業の充実を図り、世代間の相互理解を促します。

●市民・地域の役割●

・サロンやコミュニティカフェなどに参加し、近所の人と顔を合わせるよう努めます。
・地域の人と誘い合って行事に参加します。
・ボランティア活動を通して、交流を図れるような機会をつくります。
・行事などに市民が参加しやすい広報に努めます。

●社協の役割●

・社会福祉大会や研修会、交流会などを開催し、広く一般市民の参加を募ります。
・中高生にボランティア体験活動の場を提供します。
・趣味教養講座、三世代交流を実施し、交流や仲間づくりを促進します。
・身近な場所に集いの場ができるよう、サロンやコミュニティカフェ、こども食堂を推進します。

●行政の役割●

・各地区まちづくり協議会、地区社協などが連携して、地区公民館を活用した活動が行えるよう支援します。
・市民活動センターや各地区公民館に気軽に集まることのできる環境づくりや機会の創出に努めます。

３．地域での見守り・支え合い活動の推進

【現状・課題】

ご近所福祉ネットワーク活動を推進することで、地域での見守りの必要性の周知・啓発に取り組んでいます。

生活スタイルの多様化により、地域活動の時間が短縮されたり、地域の担い手が不足したりしています。そのため、働きながらでも地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

市民同士がお互い支え合いながら暮らしていける仕組みづくり、意識の向上が必要です。

【課題解決に向けた方向性】

○地域の連携強化

- 民生委員・児童委員との情報交換を継続します。
- 見守りの必要性の周知および啓発を推進します。
- 認知症の理解を深め、地域の見守り活動を推進します。
- 地区ボランティアセンターの推進を行います。
- 自助および共助の精神を高め、地域のつながりを深めます。

●市民・地域の役割●

- 平時から、ご近所での見守りや声かけに努めます。
- 地域の行事に積極的に参加し、地域の人と顔が見える関係づくりに努めます。
- 地域のつながりを活かし、支え合いを心がけます。

●社協の役割●

- 研修などを開催し、人材育成を促進していきます。
- ご近所福祉ネットワーク活動を支援します。
- 見守りの必要性の周知や啓発に努めます。
- 認知症サポーターの養成に協力します。
- はーとふるカプセルの啓発を行っていきます。
- 地区ボランティアセンターの設置を支援します。

●行政の役割●

- 民生委員・児童委員や愛育委員などによる見守りや声かけ、地域福祉活動を支援します。
- 地域の認知症者の生活と安全のため、認知症サポーターの養成を進めます。
- ＱＲコードを活用した認知症高齢者などを地域で見守る仕組みの普及に取り組みます。
- 乳幼児とその保護者の交流の場として「つどいの広場」を提供し、育児相談や情報提供を行い、孤独感や不安感の解消につなげます。

４．質の高い福祉サービスの提供

【現状・課題】

地域における生活課題は複雑化・深刻化しており、それに伴い福祉サービスも多種多様化してきています。そのため、支援を必要とする時、どこに相談したらよいか、情報が伝わっていない現状があります。

また、支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなげる必要があります。そのためにも、各種福祉サービスなどの適切な利用を促進し、いつまでも地域で暮らすことができる仕組みを充実させていく必要があります。

【課題解決に向けた方向性】

○支援を必要とする人の早期発見

・サロン活動やコミュニティカフェなど、交流の場を推進し、社会的孤立を防ぎます。

○福祉サービスの情報提供

・福祉サービスの情報を幅広く提供し、サービスにつなげていきます。

○関係機関との連携強化

・関係機関と連携し、横のつながりを強化していきます。

●市民・地域の役割●

・困った時や悩んだ時、何か情報が欲しい時は、相談窓口を利用します。
・制度やサービスについて関心を持ち、理解を深めます。
・地域の見守りや声かけ時に気になる人が居た場合、相談窓口に連絡します。
・どこに相談すればいいのかわからない人に、相談窓口を紹介します。

●社協の役割●

・相談しやすい窓口をつくり、チームで支援していきます。
・情報を提供し、適切な福祉サービスにつなげていきます。
・各種研修会に参加し、職員の資質向上に努めます。

●行政の役割●

・地域の様々な専門機関や個人・団体などによる横断的な連携を進め、包括的な支援体制の基盤強化に向け取り組みます。
・乳幼児の保護者が気軽に交流ができる場を提供し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
・つどいの広場の子育てアドバイザーや、児童会館の児童厚生員が育児相談に応じるなど、地域の子育て支援拠点として機能充実に努めます。
・マタニティセミナーやベビーセミナーなど、妊娠期から子育て期を通じ、子育ての学習の場を提供するとともに、参加者の交流を行います。
・乳幼児健康診査などによる相談を通して、発達支援コーディネーターや保健所、医療機関などと連携し、こどもの成長発達過程に沿った支援を行います。
・高齢者の身体機能や認知機能の低下を予防し、自立した生活を長く続けられるようにするため、地区サロンなどにおける介護予防事業を推進し、地域住民の参加を促進します。

５．社会的に援護が必要な人の支援

（１）社会的に援護が必要な人への取組

【現状・課題】

日常生活での心配ごとや困りごとなどあらゆる相談に対して、各種相談を実施しています。

また、援護が必要な人が地域で安心して暮らせるよう、障害者相談支援センターの開設や、フードバンク活動などを実施しています。関係機関と連携し、制度の周知や福祉サービスの利用促進を拡充していく必要があります。

【課題解決に向けた方向性】

○相談しやすい相談窓口の取組強化

・誰もが相談しやすい窓口をつくります。

○関係機関との連携強化

・関係機関と連携し、横のつながりを強化していきます。

●市民・地域の役割●

・身近な人に相談します。
・地域の交流の場を通じて、人と人とのつながりをつくります。
・見守り活動などのネットワークづくりを強化します。

●社協の役割●

・生活に不安のある認知症高齢者や知的障害者、精神障害者に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理をお手伝いします。
・家計の視点から相談者の困りごとをいっしょに理解し、自ら家計管理ができるように支援します。
・低所得者、障害者、高齢者に対して、世帯の生活の安定を図ることを目的に、必要な相談を受け、資金を貸し付けます。
・障害者相談支援センターでは、地域で暮らしている障害のある人やそのご家族が気軽に相談でき、安心して生活できるよう支援します。
・フードバンク活動により、生活困窮者を支援します。
・ひきこもり専門相談窓口を開設し、関係機関と連携しながら支援します。

●行政の役割●

・障害のある人も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう相談体制の充実や雇用機会の拡大を図ります。
・地域住民の虐待防止への理解を促進し、地域住民との協働による早期発見、早期対応に努めます。
・家族の世話などで生活に課題を抱える児童・生徒について、児童・生徒からの訴えや、学校生活の小さな変化を捉えて、早期発見に努め、相談・支援につなげます。
・社会福祉協議会などと連携しながら、ひきこもりの人の居場所づくりや社会復帰を支援します。

●行政の役割●

・教育相談室において、いじめ、不登校、その他の教育問題に悩む児童・生徒の相談を実施します。

・地域全体での自殺防止の社会づくり、地域づくりを進めるため、ゲートキーパーの育成や、啓発と周知に努めます。

（２）成年後見制度利用支援の取組

【現状・課題】

知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な人に対し、財産管理や福祉サービス契約の支援を行う成年後見制度の利用を推進しています。

市民後見人の養成や育成、マッチングを進めていますが、後見人の確保や制度に対する市民の理解がまだ十分ではありません。

支援が必要な人を地域で把握することが難しく、判断能力が不十分な人が安心して地域で生活できる環境の整備が必要です。

【課題解決に向けた方向性】

〇成年後見ステーションの活用と地域連携の強化

・井原市地域包括支援センターの「成年後見ステーション」を中心に、権利擁護が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、地域連携を強化します。

〇成年後見制度の理解促進

・市民が成年後見制度について学ぶ機会を増やし、講演会や研修会を通じて、制度の理解を深めます。

●市民・地域の役割●

・成年後見制度に関する講演会や研修に積極的に参加し、制度の理解を深めます。
・見守り活動の強化を通じて、支援が必要な人を早期に発見する体制を整え、相談窓口へ適切に繋げます。
・地域内の交流を深め、成年後見制度の利用促進に向けた情報共有や支援活動を行います。

●社協の役割●

・日常生活自立支援事業の利用にあたり、成年後見制度の説明を行います。
・必要に応じて、成年後見ステーションにつなげます。
・関係機関と連携を強化します。

●行政の役割●

・権利擁護推進会議を運営し、地域課題を共有し、関係機関が連携して権利擁護支援に取り組むためのネットワークを構築します。
・成年後見ステーションを運営し、成年後見制度に関する相談・支援を充実させます。
・成年後見制度に関する講演会や個別相談を通じ、市民や家族に対し相談窓口の周知と制度の理解促進に努めます。
・低所得者などについても制度を利用できるよう、成年後見制度利用の申立費用や後見人の報酬に関する費用を助成します。
・市民後見人の養成・育成を促進し、マッチングを含めた支援体制の充実を図ります。
・関係機関との連携を深め、市長申立てや必要な支援を通じて、成年後見制度の適切な利用を支援します。

（３）生活困窮者自立支援の取組

【現状・課題】

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成２７年４月１日に「生活困窮者自立支援法」が制定されました。生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給などの支援を行っていますが、支援が必要な人の中には、経済的な課題にとどまらず、ひきこもり等の社会的孤立を抱えているなど、地域で把握しづらい状況です。

【課題解決に向けた方向性】

- 地域の生活困窮者の自立支援を促すため、社会福祉協議会、福祉事務所、ハローワーク等が連携して、支援対象者の把握と発見に努めるとともに、必要に応じて様々な支援事業を行います。

●市民・地域の役割●

- 隣近所に関心を持ち、見守りや声かけを行います。
- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へつなげます。

●社協の役割●

- 生活困窮者の生活の安定を図ることを目的に、相談を受け付けます。
- 必要に応じて、生活福祉資金を貸し付けます。
- フードバンク活動により、生活困窮者を支援します。

●行政の役割●

- 生活困窮者及びその家族や、関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげます。
- 離職などで住む場所を失う、又はそのおそれが高い場合に、就職活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。
- 就労への不安などがあり、すぐに職に就くことが難しい場合に、１年を上限に、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。
- 生活困窮世帯の家計状況の課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。

（４）再犯防止のための支援

【現状・課題】

再犯防止に関する取組を総合的に推進するため、平成28年12月14日に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行されています。

犯罪をした者または非行少年（非行のある少年）もしくは非行少年であった者（以下「犯罪を犯した者など」）の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコールなどへの依存がある、高齢で身寄りがないなど、地域社会において生活する上で様々な課題や生きづらさを抱えている人が多く存在します。

【課題解決に向けた方向性】

・多様化が進む社会で犯罪や非行をした人を排除したり、孤立させたりするのではなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、市、警察、保護観察所、民間ボランティアを中心とした更生保護に関わる団体などが互いに連携しながら息の長い支援を進めていく必要があります。

●市民・地域の役割●

・再犯防止の取組について知り、理解を深めます。
・地域全体で犯罪や非行の防止と犯罪からの立ち直りを支える意識を持ちます。
・保護司、保護司会、更生保護女性会などの更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加・協力します。

●社協の役割●

・ふれあい福祉相談センターで相談を受け、関係機関と連携していきます。
・ご近所福祉ネットワーク活動を推進します。

●行政の役割●

・刑務所出所者などが安定した職を得て地域に定着するために、国・県などの関係機関・団体などと連携しながら、本人の意向や適性などを踏まえた相談・支援を推進します。
・支援者や福祉サービス従事者、事業主に対し、更生支援に対する知識の習得や犯罪を犯した者などの雇用に対する理解促進などを図ります。
・保健・医療・福祉の支援を必要とする人に対して、必要とする情報を提供し、適切なサービス利用につながるよう、関係機関・団体との連携を図ります。
・児童生徒の健全育成を図り、非行の未然防止や早期対応を充実するとともに、非行をした児童生徒の立ち直りを支えるため、必要な支援を推進します。
・犯罪や非行の防止と犯罪を犯した者などの立ち直りを考える取組を実施するとともに、保護司などの更生保護に携わる団体の活動を周知します。
・保護司会や更生保護女性会などの団体活動について支援し、関係機関同士の連携を図りながら、地域住民の理解の促進に努めます。
・民生委員・児童委員などの地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る情報提供を行い、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう努めます。

基本目標３　安全・安心な生活を送ることができる「環境づくり」

１．地域ぐるみの防災・防犯体制の充実

【現状・課題】

一人暮らしや高齢者のみの世帯、日中家族が不在で一人になる高齢者など、自らの判断で避難できない人の避難方法、避難時の移動手段に困る可能性があります。また、地域のつながりが希薄化しているため、要支援者の把握が困難になってきています。

自主防災組織が立ち上がっていない地区があり、各地区での立ち上げが求められています。ご近所で助け合いのシミュレーションができていない地域があるため、要支援者を含めての訓練が必要となります。自主的に避難行動できるよう、防災意識をもつことが求められています。

【課題解決に向けた方向性】

〇安全・安心な地域づくり

・高齢者や障害のある人、こどもなどを守る地域づくりをします。
・こどもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、見守りや声かけができる関係づくりの推進をします。

〇防災体制の充実

・総合的な防災体制の確立および充実に努めます。

〇防災意識の普及啓発

・幅広い世代に対し、防災意識向上のための普及啓発に努めます。

●市民・地域の役割●

・災害時に自分を守るのは自分自身ということを自覚します。
・災害時には、まず安全な場所に逃げることを優先します。
・避難訓練に参加するとともに、避難場所や避難所の設備について確認します。
・家族で災害時の安否確認の方法を決めておきます。
・平時から、ご近所での見守りや声かけに努めます。
・非常持出袋、一週間分の水や非常食を各自で準備します。
・地域の行事に積極的に参加し、地域の人と顔が見える関係になるよう努めます。
・小さい地区単位での自主防災組織の立ち上げを検討します。
・世代を問わず地域住民総出で避難訓練を実施します。
・土砂崩れの危険がある場所、浸水の危険がある場所など、避難場所までの避難経路の安全性について確認します。
・避難時に声かけが必要な人、支援が必要な人の情報を共有し、見守りマップや支え合いマップを作成します。
・隣近所の人のちょっとした変化に気づける関係づくりに努めます。

●社協の役割●

・ご近所での見守り・声かけ活動を推進します。
・防災意識を高めるための啓発事業を実施します。
・自助、共助の仕組みづくりを推進します。
・災害ボランティアの事前登録についての呼びかけをします。
・災害発生時、災害ボランティアセンターを立ち上げ運営する体制を整備します。

●行政の役割●

・自治会などと連携し、災害時に最善・適切な対応や支援が行えるよう、自主防災組織の充実を図ります。
・緊急告知端末器などを活用し、迅速かつ着実に市民に情報が行き届くよう発信します。
・防災マップを活用し、平常時から危険箇所の周知や防災知識の普及に努め、家庭や地域での避難対策を促進します。
・避難所などにおいて高齢者や障害者の特性に応じた支援ができるよう、必要な体制の整備に努めます。
・地域・学校・家庭などが連携し、防犯情報の共有化や見守り体制の強化に努めます。
・本人の同意を得た上で、災害時に必要となる情報を消防、警察、民生委員・児童委員、市社協、各自主防災組織などへ提供し、災害時において迅速に避難支援などが行える体制づくりに努めます。
・警察機関などと連携し、学校や事業所、市民全般に向けた交通安全啓発・指導などを実施し、交通事故の防止につなげます。
・警察など関係機関と連携して、悪徳商法などに関する被害の防止に努めます。

２．福祉に関する情報提供の充実

【現状・課題】

広報紙やホームページなどを通じて、情報発信や啓発に努めています。

今後は、誰にとってもわかりやすく使いやすい情報提供を行うため、様々な媒体を活用し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

【課題解決に向けた方向性】

○情報提供の充実

・興味関心を持ってもらえる情報提供に努めます。

○媒体や手段の工夫

・情報を得ることが困難な人の特性などを踏まえ、様々な手段・方法で情報を伝える工夫をします。

●市民・地域の役割●

・日頃から情報収集に努めます。
・地域の人と交流します。
・情報共有のための話し合いの機会や場を設けます。

●社協の役割●

・ホームページなどによるタイムリーな情報発信に努めます。
・情報が伝わりやすい広報紙づくりに取り組みます。
・福祉サービスについて、わかりやすく伝える工夫をしていきます。
・世代に応じた媒体や手段を工夫し、地域福祉の周知に努めます。

●行政の役割●

・声の広報（朗読）、音声コード付き行政情報の提供など、情報バリアフリーの推進に努めます。
・広報紙やホームページ、井原放送、ＳＮＳなど様々な媒体を活用して市民に広く地域福祉について周知します。

３．地域活動などの連携強化

【現状・課題】

地区社会福祉協議会長、地区民生児童委員協議会長で構成される、ふれあいのまちづくり事業推進委員会において情報共有を行い、地域福祉活動の活性化および連携を図っています。

若い世代から高齢者まで、様々な世代が地域活動を通した生きがいづくり、交流の場づくりができる事業の推進が必要です。また、関係機関との連携強化に努める必要があります。

【課題解決に向けた方向性】

○連携強化
- 関係機関が連携し、地域課題解決に向けて取り組みます。

○生きがいづくり
- 市民の交流の場づくりを推進します。
- 多世代交流を推進します。

●市民・地域の役割●
- 平時から、ご近所での見守りや声かけに努めます。
- 地域の行事に積極的に参加し、地域の人と顔が見える関係になるよう努めます。
- 市民が気軽に参加できる地域行事などに取り組みます。
- 地区まちづくり協議会が、地区社協、民生委員・児童委員など地域内の多様な主体と連携し、情報共有や地域課題解決に取り組みます。

●社協の役割●
- ふれあいのまちづくり事業推進委員会を開催し、情報共有や相互協力など、地区社会福祉協議会の活性化を支援します。
- 関係機関との連携強化に努めます。
- 多世代が交流することで地域全体の活力となるよう、多様な交流事業に取り組みます。

●行政の役割●
- 民生委員・児童委員などと情報を共有し、地域の見守りや支援を強化します。
- 行政、社会福祉協議会、ＮＰＯ、企業、市民など、多様な主体が連携し、地域課題解決に向けて協働で取り組みます。

４．地域の基盤組織の育成・強化

【現状・課題】

幼稚園・小中学校及び高等学校をボランティア協力校に指定し、園児、児童生徒のボランティア活動普及事業を実施し、こどものボランティア活動への取組を支援しています。

地域活動全般における新たな担い手の育成・確保が必要となるため、福祉教育の充実および強化が重要です。

【課題解決に向けた方向性】

○地域の基盤組織づくり

・講座や研修会を開催し、活動の支援を進めていきます。

○福祉教育の推進

・希望に応じて出前講座を実施します。

●市民・地域の役割●

・地域活動に積極的に参加します。
・誰もが地域活動に参加しやすい工夫をします。
・福祉に関する研修会を開催します。

●社協の役割●

・次世代の人材育成を図ります。
・地区社会福祉協議会をはじめとした各種団体の活動などを支援します。
・福祉のまちづくり、地域の活性化を図るため、地域福祉座談会を開催します。

●行政の役割●

・市民協働のあり方や方向性を示す基本指針を周知し、市民への協働のまちづくりに対する意識の醸成を図ります。
・地域的または社会的な課題の解決につながる公益事業を行う市民活動団体に対し財政的支援を行います。

５．自由に外出できる環境とバリアフリーのまちづくり

【現状・課題】

本市では、市域を越える鉄道や路線バス、井原地区を循環するバス、井原地区の一部や芳井・美星地区を対象とした予約型乗合タクシー、NPO 法人による福祉有償運送などが運行されています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、利用しやすい移動手段の確保が必要です。

また、地域におけるつながりや社会参加を促すためには、建物などのバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」が求められています。

【課題解決に向けた方向性】

- 誰もが参加しやすい社会にしていくために、あらゆる立場の人に配慮します。
- 差別や偏見、無関心など、理解不足による意識上のバリアをなくすため、心のバリアフリーについて福祉教育を実施します。
- 移動実態やニーズ、地域の意見や運行事業者の実情などを踏まえ、井原市公共交通会議において検討を進めます。
- 公共交通に係る各種情報の発信やイベントなどの開催により、利用促進や意識啓発、公共交通を守り・育てる意識の醸成を図ります。

●市民・地域の役割●

- 地域の高齢者や障害のある人のニーズを把握し、助け合いによる外出に協力します。
- 困っている人がいたら積極的に声をかけます。
- ルールやマナーを守ります。
- 高齢者や障害のある人について学びます。
- 一人ひとりが自分たちの公共交通であるとの意識を高め、積極的に利用します。
- 公共交通の重要性を地域全体で共有し、啓発します。

●社協の役割●

- 市民からの意見を行政と共有します。
- 高齢者疑似体験や車椅子体験などの福祉教育を実施し、心のバリアフリーについて福祉意識を育みます。
- 地区ボランティアセンターの推進を行います。

●行政の役割●

- 移動実態やニーズを踏まえ、持続可能かつ効率的で利便性の高い公共交通体系の構築に取り組みます。
- 「公共交通かわら版」、市ホームページなどの情報発信媒体を活用し、公共交通に関する取組や利用実態などのきめ細やかな情報提供に努め、誰にとってもわかりやすく利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- 福祉有償運送事業を行う法人に対して助成を行い、活動を支援します。
- ユニバーサルデザインの考えを踏まえた市内のバリアフリー化に努めます。

第5章　計画の推進

１　計画の周知

本計画は、地域福祉活動の関係団体に配付するとともに、全戸に概要版を配布し、市民や地域への周知を図ります。

合わせて、ホームページへ掲載するとともに、「広報いばら」や「社協だより」などの各種広報媒体を通じて、地域共生社会の実現を目指す計画の趣旨を広く発信し、啓発に努めます。

２　関係機関との連携

本計画の推進にあたり、市民や民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、自治会、ボランティアなど関係団体との連携強化を図り、計画の推進につなげます。

３　計画の検証・評価

本計画は、福祉の総合的な計画となることから、関連する各計画との整合性を図りながら、事業を推進していきます。進捗管理については、Ｐ（計画）、Ｄ（実行）、Ｃ（評価）、Ａ（改善）、の理念に基づき、関連する各計画ごとに行う進行管理・評価により本計画の検証・評価を行います。

また、社会福祉協議会では、市民参加の視点から地域福祉座談会を開催することで地域住民の意識や活動状況を把握し、計画の検証・評価を行います。

資料編

1　計画の策定体制

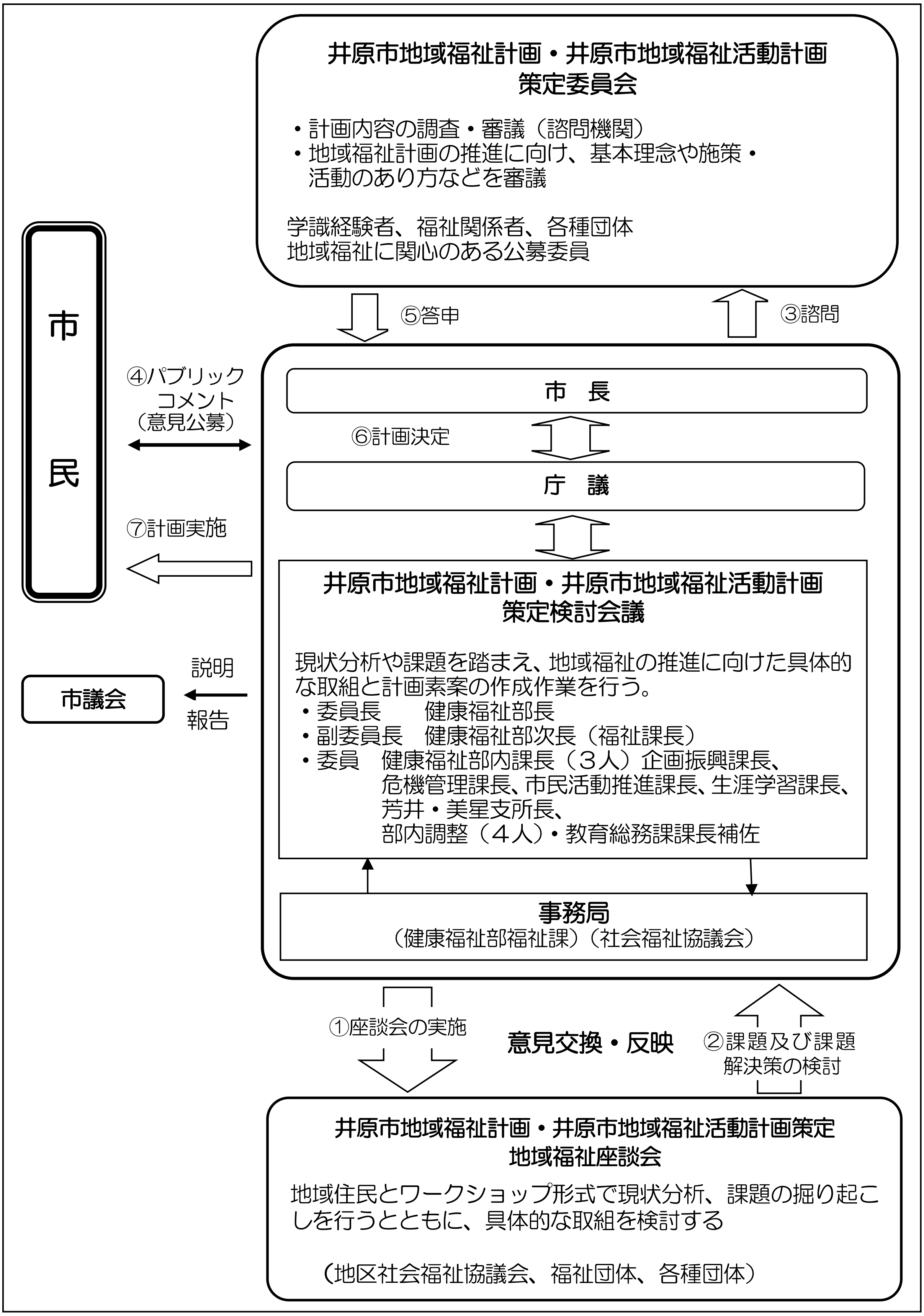

２　井原市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づく井原市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、井原市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　計画の策定に関すること。

⑵　その他計画の策定等に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次の事項に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　福祉団体又は福祉活動関係者

⑶　公募により選出された者

⑷　その他市長が適当と認める者

３　前項第３号に規定する公募による者は、３人以内とする。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

２　委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、計画の策定が完了したときに、その効力を失う。

３　井原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　住民の立場から地域福祉を推進していくための活動・行動のあり方を定める井原市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、井原市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　計画の策定に関すること。

（２）　その他計画の策定等に係る必要な事項に関すること。

（委員）

第３条　委員会の委員は、井原市地域福祉計画策定委員をもって充てる。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、井原市地域福祉計画策定委員会の委員長及び副会長をもって充てる。

２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

２　委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務を処理するため、事務局を井原市社会福祉協議会に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別途委員会で協議し定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

４　井原市地域福祉計画策定委員会　委員名簿

役　職	氏　名	区　分	関係団体等
委員長	床尾　あかね	学識経験者	岡山大学　研究・イノベーション共創機構 地域共創本部　准教授
副委員長	亀山　良子	民生委員・児童委員	井原市民生児童委員協議会会長
委　員	岡田　捷夫	高齢者関係団体	井原市老人クラブ連合会会長
	西田　恵子	障害者関係団体	いばら育成会会長
	大瀧　美恵子	ボランティア関係者	ボランティアグループ「野の花」代表
	田中　美鈴	福祉関係事業所	井原市介護サービス事業者連絡協議会会長
	佐藤　須賀則	商工関係団体	井原商工会議所専務理事
	内田　正美	教育関係団体	井原市公民館協議会福祉部
	河合　成樹	自治連合会	芳井町自治連合協議会会長
	藤井　秀彦		美星町自治公民館連合会監事
	上野　みさこ	地区社会福祉協議会	稲倉地区社会福祉協議会会長
	阪田　宗道	保護司	井原地区保護司会会長
	笠原　正広	公募委員	市民公募
	佐藤　美保		
	柚野　佑佳		

5　諮問書

令和６年５月８日

井原市地域福祉計画策定委員会

委員長　床　尾　あ　か　ね　　殿

井原市長　大　　舌　　　勲

諮　　問　　書

第２期井原市地域福祉計画・井原市地域福祉活動計画の策定について、貴委員会に提言いただきたく、ここに諮問します。

６　答申書

令和７年２月１４日

井原市長　大　舌　　勲　様

井原市地域福祉計画策定委員会
委員長　　床　尾　あ　か　ね

第２期井原市地域福祉計画・井原市地域福祉活動計画について（答申）

令和６年５月８日付けで諮問のありました、第２期井原市地域福祉計画・井原市地域福祉活動計画について、本策定委員会にて、委員それぞれの見地から慎重に審議を重ね、取りまとめましたので、下記の意見を付して答申します。

記

１　本計画における基本理念「地域で支え合う あたたかいまち 井原」は、本市に住むすべての人が住み慣れた地域で生きがいを持ち、暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すものです。この基本理念に基づいた地域福祉を推進してください。

２　計画の推進にあたっては、関係機関との連携を十分に図るとともに、目標達成のために地域団体が継続して活動でき、市民がお互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めてください。

第２期 井原市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和７年３月

井原市
健康福祉部 福祉課

〒715-8601
岡山県井原市井原町311-1
TEL：0866-62-9516
FAX：0866-62-9310

井原市社会福祉協議会
総務福祉課　地域福祉係

〒715-0019
岡山県井原市井原町1110
TEL：0866-62-1484
FAX：0866-62-1496